

令和4年度（2022年度）鎌倉市障害者支援協議会 第1回全体会 会議次第

令和4年（2022年）7月8日（金）午前10時から正午

場所：鎌倉芸術館会議室1

1. 開会

- (1) 挨拶
- (2) 自己紹介
- (3) 協議会について
- (4) 会長、副会長の選出

2. 報告事項

- (1) 令和3年度（2021年度）鎌倉市基幹相談支援センター事業実施状況報告について（資料1）
- (2) 令和3年度（2021年度）鎌倉市障害者相談支援事業（委託相談支援）報告について（資料2）
- (3) 令和3年度（2021年度）鎌倉市障害者相談支援事業（総合相談支援・専門相談支援）報告について（資料3-1、3-2）
- (4) 令和3年度（2021年度）各専門部会の活動について（報告）（資料4-1～資料4-4）

3. 協議事項（令和4年度（2022年度）からの活動について）

- (1) 協議会の体制、協議期間の考え方について（資料5-1、資料5-2）
- (2) 全体会の取り組みテーマについて（意見交換）（資料6-1、資料6-2）
 - ・（仮）「つなぐ・つながれる鎌倉地域ルール」の検討について
- (3) 各専門部会の委員候補、取り組みテーマ等について（資料6-3、資料6-4）
 - ・（報告）第19回「大船まつり」への参加について（（仮）地域生活支援部会）（資料7）

4. その他

【資料一覧】

- ・令和4年度（2022年度）第1回全体会次第
- ・令和4年度（2022年度）第1回全体会委員名簿
- ・令和3年度（2021年度）第3回全体会会議概要（案）
- ・（資料1）令和3年度（2021年度）鎌倉市基幹相談支援センター事業の実施状況について
- ・（資料2）令和3年度（2021年度）鎌倉市障害者相談支援事業（委託相談支援）の実施状況について
- ・（資料3-1）令和3年度（2021年度）「鎌倉市相談支援事業所訪問」報告
- ・（資料3-2）令和3年度（2021年度）鎌倉市基幹相談支援センター相談支援統計
- ・（資料4-1）令和3年度（2021年度）「地域生活支援拠点」検討部会活動報告
- ・（資料4-2）鎌倉市地域生活支援拠点整備指針
- ・（資料4-3）令和3年度（2021年度）精神障害にも対応した地域包括ケアシステム検討部会活動報告
- ・（資料4-4）（仮）こどもを中心にした福祉と教育の連携部会 活動状況について
- ・（資料5-1）2022年度鎌倉市障害者支援協議会組織図・関連図（案）
- ・（資料5-2）協議会における協議期間の考え方について
- ・（資料6-1）令和3年度（2021年度）地域事例みえるか会議 活動報告
- ・（資料6-2）令和2年度・令和3年度の協議概要について
- ・（資料6-3）令和4年度（2022年度）専門部会委員候補案
- ・（資料6-4）令和4年度（2022年度）専門部会での取り組みテーマ（予定）等
- ・（資料7）（仮）地域生活支援部会地域交流事業実施報告（案）
- ・（参考資料）（2020年第2回全体会資料4-1）地域事例みえるか会議 鎌倉市の『包括的相談支援体制』がうまくいくヒントを見える化する取組（施行）

令和 3 年度（2021 年度）鎌倉市基幹相談支援センター事業の実施状況について
（令和 3 年（2021 年）4 月～令和 4 年（2022 年）3 月）

1. 総合相談支援事業

（1）相談支援の連携・相談窓口業務等

当センターが平成 28 年に開設以降、相談件数は毎年増加傾向ですが、令和 3 年度（2021 年度）は 1,231 件に上り、過去最高を記録した一昨年度からさらに 1.5 倍の件数となりました。相談内容としては、相談支援事業所及び高齢者機関等からの支援困難事例への対応についての相談が、以前から引き続き、多くを占めています。

相談支援の連携の取組みとしては、受託期間内に実施された横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会運営会議に参加しました。

また、基幹相談支援センターの役割等の周知を図り、各相談支援事業者による活用等を図っていくため、障害者福祉課ケースワーカーと共に市内の指定相談支援事業所への個別訪問を実施しました。

（2）計画相談支援の推進

昨年度も、これまでに引き続き、障害者福祉課ケースワーカーとともに相談支援事業所への訪問を実施し、サービス等利用計画に関する状況等について傾聴しながらニーズや課題等を抽出しました。

計画相談の質の向上を図るためには、行政、基幹相談支援センター及び相談支援事業所との信頼関係の構築をさらに進めるとともに、当事者の意向確認、支援チームとして障害者福祉課ケースワーカーとケースやリスクマネジメントの共有及びアセスメント機能の強化等を図っていくことが必要と認識しています。

2. 鎌倉市障害者支援協議会事業

鎌倉市障害者支援協議会（全体会・運営会議・専門部会等）の企画・運営について、事務局業務として以下のとおり実施しました。

なお、昨年度も、一昨年度からの新型コロナウイルス感染症蔓延のため、当該事業の業務もその開催時期や方法などの面で大きな影響を受けましたが、zoom を使用したオンライン会議や書面会議等を活用し、可能な限り委託事業の実施に取り組みました。

（1）全体会

①第 1 回全体会の開催

《開催日時》 令和 3 年（2021 年）5 月 27 日（木）午後 3 時 00 分～午後 4 時 20 分

《会場》 鎌倉芸術館 会議室 1

《主な議題（協議事項）》

○報告事項

- ・令和 2 年度（2020 年度）鎌倉市障害者相談支援事業（委託相談支援）報告

- ・令和2年度（2020年度）鎌倉市障害者相談支援事業（基幹相談支援）報告
- ・令和2年度（2020年度）各専門部会の活動について（報告）

○協議事項

- ・専門部会の取り組みテーマについて（意見交換）
- ・（仮）こどもを中心にした福祉と教育の連携部会の立ち上げに向けて
- ・「包括的相談支援体制」に向けた障害分野としての連携について

②第2回全体会の開催

《開催日時》 令和3年（2021年）10月26日（火）午後3時00分～午後4時30分

《会場》 鎌倉商工会議所3階 301会議室

《主な議題（協議事項）》

○報告事項

- ・令和3年度（2021年度） 鎌倉市障害者支援協議会 専門部会活動内容について（中間報告）
- ・「鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例」の制定について

○協議事項

- ・鎌倉市障害者支援協議会全体意見照会について
- ・鎌倉市地域共生課による「鎌倉市重層的支援体制整備事業」の推進について

③第3回全体会の開催

《開催日時》 令和4年（2022年）3月22日（火）午後2時30分～午後4時00分

《会場》 鎌倉芸術館 会議室2

《主な議題（協議事項）》

○報告事項

- ・各専門部会の令和3年度（2021年度）活動状況と令和4年度（2022年度）の協議事項等について
- ・令和3年度（2021年度）基幹相談支援センター事業活動について
- ・鎌倉市重層的支援体制整備事業の状況について

○協議事項

- ・令和4年度（2022年度）の協議会での検討事項について

（2）運営会議

①第1回運営会議の開催

《開催日時》 令和3年（2021年）5月12日（水）午後3時00分～午後4時20分

《会場》 鎌倉生涯学習センター 第1集会室

《主な議題（協議事項）》

- 障害者支援協議会第2回全体会の進め方について
- 鎌倉市障害者支援協議会令和3年度（2021年度）第1回全体会の協議事項等について

- ・令和2年度(2020年度)鎌倉市障害者相談支援事業(委託相談支援)報告について
- ・令和2年度(2020年度)鎌倉市障害者相談支援事業(基幹相談支援)報告について
- ・令和2年度(2020年度)各専門部会の活動について(報告)
- 協議事項案(令和3年度(2021年度)の活動について)
 - ・各専門部会の取り組みテーマについて(意見交換)
 - ・(仮)こどもを中心にした福祉と教育の連携部会の立ち上げに向けて
 - ・「包括的相談支援体制」に向けた障害分野としての連携について
- アンケートの実施について

②第2回運営会議の開催

《開催日時》 令和3年(2021年)10月5日(火)午後3時00分～午後5時00分

《会場》 (zoomを使用したオンライン会議として開催)

《主な議題(協議事項)》

- 鎌倉市障害者支援協議会全体意見照会について
 - ①回答内容について
 - ②本市における「多分野連携」に係る取組について
- 鎌倉市地域共生課による「鎌倉市相談支援包括化推進業務委託事業者の募集」について
 - ①募集内容について
 - ②今後、鎌倉市の進める「多機関協働事業」との連携のあり方について

③第3回運営会議の開催

《開催日時》 令和4年(2022年)3月4日(金)午前10時00分～午後0時00分

《会場》 (zoomを使用したオンライン会議として開催)

《主な議題(協議事項)》

- 障害者支援協議会第3回全体会の進め方・協議事項について
- 各専門部会の活動状況について(報告)
- 令和3年度(2021年度)基幹相談支援センター事業活動について(報告)
- 第3回全体会での検討課題について
- 令和4年度(2022年度)の協議事項、活動について

(3)地域生活支援拠点検討部会(専門部会)

①第1回部会の開催

《開催日時》 令和3年(2021年)7月14日(水)午前10時00分～午前11時30分

《会場》 鎌倉市役所第3分庁舎1階 講堂

《主な議題(協議事項)》

- 議題(報告・共有事項)
 - (1)協議会活動概要報告
 - ・令和2年度(2020年度)鎌倉市障害者支援協議会第2回全体会について

- ・令和3年度(2021年度)鎌倉市障害者支援協議会第1回全体会について
- (2)令和2年度(2020年度)当部会の取組み

○議題(協議事項)

- (1)今年度の当部会での取り組み案の検討(具体的な成果につなげるために)
 - ・本市における地域生活拠点整備に係るガイドブックの策定について
 - ・「あんしんカード」の活用について
- (2)今後のスケジュールについて

②第2回部会の開催

《開催日時》 令和3年(2021年)11月10日(水) 午前10時00分～午前11時10分

《会場》 鎌倉生涯学習センター(きらら鎌倉)第6集会室

《主な議題(協議事項)》

○議題(報告・共有事項)

- (1)協議会活動概要報告
 - ・令和3年度(2021年度)鎌倉市障害者支援協議会第2回全体会について
- (2)今年度当部会の取組の進捗状況について

○議題(協議事項)

- ・次年度に向けた取組について

③第3回部会の開催

当初、通常のカ開催を予定していたが、開催直前に急激に拡大した新型コロナウイルス感染症および政府による新型コロナウイルス感染症まん延等防止措置発出の影響により、市障害福祉課と協議のうえ、委員が参集しての会議は中止し、書面による会議(書面会議)として開催した。

《主な議題(協議事項)》

○報告・確認事項

- (1)第2回地域生活支援拠点検討部会会議概要案について
- (2)今年度の当部会での取り組み内容について(活動状況最終報告案)
- (3)「鎌倉市地域生活支援拠点整備指針」(案)の策定について
- 次年度以降の当部会のあり方について(事務局からの提案)
- 次年度以降の活動について

④地域交流活動について

○「大船まつり」参加への検討

平成28年(2016年)以降、毎年、地域交流会の一環として「大船まつり」に参加し、障害者当事者、支援関係者、ご家族等が、市民との交流や「ともに生きる社会」を目指して、啓発活動を実施してきた。昨年度についても事業計画でパレード参加およびブース出展での参加、活動を計画していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により大船まつり自体が開催されなかったため、活動中止となった。

(4)「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」検討部会（専門部会）

①第1回部会の開催

《開催日時》 令和3年（2021年）6月29日（火） 午前10時00分～午前11時30分

《会場》 鎌倉生涯学習センター（きらら鎌倉）第6集会室

《主な議題（協議事項）》

○議題（報告事項）

(1)協議会活動概要報告

- ・令和2年度（2020年度）鎌倉市障害者支援協議会第2回全体会について
- ・令和3年度（2021年度）鎌倉市障害者支援協議会第1回全体会について

(2)令和2年度（2020年度）当部会の取組み

○議題（協議事項）

- ・今年度の当部会での取り組み案の検討（具体的な成果につなげるために）

①人的資源の活用について

②当事者や家族の情報取得課題について

③支援者支援について

④分野横断的な連携について

②第2回部会の開催

《開催日時》 2021（令和3）年11月9日（火） 午後3時00分～午後4時50分

《会場》 鎌倉市福祉センター2階 福祉団体活動室

《主な議題（協議事項）》

○議題（報告事項）

(1)協議会活動概要報告

- ・令和3年度（2021年度）鎌倉市障害者支援協議会第2回全体会について

(2)今年度当部会の取組の進捗状況について

○議題（協議事項）

- ・次年度に向けた取組について

③第3回部会の開催

当初、通常のカ開催を予定していたが、開催直前に急激に拡大した新型コロナウイルス感染症および政府による新型コロナウイルス感染症まん延等防止措置発出の影響により、市障害福祉課と協議のうえ、委員が参集しての会議は中止し、書面による会議（書面会議）として開催した。

《主な議題（協議事項）》

○報告・確認事項

(1)今年度の当部会での取り組み内容について（活動状況最終報告案）

(2)「精神保健福祉情報ガイド☆かまくら」の更新状況について（最終校正版）

○次年度以降の当部会のあり方について（事務局からの提案）

○次年度以降の活動について

④「人的資源の活用」活動について

ア 民生委員への働きかけ、民生委員との協働

《開催日時》令和3年（2021年）7月27日（火）午後1時30分～午後2時00分

《会場》 鎌倉市福祉センター2階 地区社協活動室

《概要》

2021年7月27日（火）、民生委員児童委員協議会福祉部会において、当部会活動や関係機関の連携等の説明を実施した。民生委員から障害福祉分野に関する研修会要望の声が寄せられており、来年度の開催に向け、関係機関と調整を図ることとなった。

イ ピアサポーターの活躍と部会との連携

《開催日時》令和4年（2022年）2月8日（火）午後1時30分～午後3時00分

《会場》 Zoomによるオンライン形式で実施

《概要》

ピアサポーターを講師に招いての、メンタルホスピタルかまくら山の入院患者と職員を対象した退院支援プログラム研修会開催に協力した。当事者からの好意的な反応もあり、今後も同様の活動ができないか、検討することとなった。

⑤「支援者支援」活動について

ア 「精神保健福祉情報ガイド☆かまくら」の更新

《概要》

「精神保健福祉情報ガイド☆かまくら」の更新作業を行い、新規医療機関を訪問し資源情報としてガイドに追加したほか、既存情報の更新し、令和4年（2022年）3月に更新作業を終え、発行した。

イ 鎌倉市障害福祉サービス居宅介護支援事業者連絡会主催研修会への共催

《活動名》「暮らしを豊かにする家事援助」

～「困った！片付けても片付けても元通り」への解決のヒントを探る～
（講師：Vida 代表・整理収納アドバイザー・発達障害住環境サポーター
ー 逢坂万里子氏）

《開催日時》令和4年（2022年）1月21日（金）午後6時30分～午後8時00分

《会場》 Zoomによるオンライン形式で実施

《概要》

鎌倉市障害福祉サービス居宅介護事業者連絡会と協働し、鎌倉市障害福祉サービス居宅介護事業者連絡会精神障害者への対応の理解シリーズ研修会および、鎌倉保健福祉事務所の令和3年度（2021年度）地域移行人材養成研修として、精神障害のある方への在宅支援をよりイメージできるよう、障害福祉サービス事業者、訪問介護事業者等を対象とした研修会を開催した。

⑥「分野横断的な連携」活動について

《概要》

地域交流の場での当事者理解の機会の開催に向け、市内地域交流の場を訪問した（令和3年（2021年）6月29日、「さっちゃんち」、同10月27日、「Folk Koshigoe」（フォーク腰越））。「さっちゃんち」から、包括支援センター主催のサロンと協働で精神障害者理解を目的とした研修会開催の打診があったが、予定が合わず昨年度中の実施は見送った。

（5）（仮）こどもを中心にした福祉と教育の連携部会実施に向けた活動

令和元年度まで開催していた「こども支援部会」では、活動目的の一つに福祉と教育との連携を掲げており、委員に教育指導課職員を迎えるとともに、「教育相談コーディネーター連絡会」に参加するなど、相互理解と連携の促進を図る取組を実施してきた。

この部会開催において顕在化した課題の整理、対応を行うため、令和2年度及び令和3年度は、新たな体制と協議内容の検討を行い、令和4年度からの部会開催に向けた検討を行ってきた。また、鎌倉市教育委員会と連携した取組を実施した。

①「教育相談コーディネーター連絡会」への参加

《開催日時》 令和4年（2022年）1月28日（金）

《会場》 （オンライン連絡会）

《概要》

令和元年度（2019年度）、令和2年度（2020年度）に引き続き、市内公立小・中学校の教育相談コーディネーターが集う「教育相談コーディネーター連絡会」に参加した。

今回は、「地域でつながる相談支援」と題し、福祉制度や障害福祉サービスの適切な利用方法、相談支援等について、市内公立小・中学校の教育相談コーディネーターを対象に説明を行った。

②次年度からの部会活動に向けた打ち合わせ

《概要》

次年度からの部会活動に向け、計4回の打ち合わせを実施した。

主な検討課題等は以下のとおり：

令和3年（2021年）7月1日：検討課題分析

同9月16日：検討課題分析、協議案検討

同11月25日：協議案検討、委員候補検討

令和4年（2022年）1月20日：全体会報告案の検討

（6）地域事例みえるか会議

①第1回会議の開催

《開催日時》 令和3年（2021年）6月8日（火）午後1時15分～午後2時30分

《会場》 鎌倉市役所第3分庁舎1階 講堂

《主な議題（協議事項）》

○共有事項

（1）令和2年度（2020年度）第2回全体会での協議内容

(2) 令和3年度(2021年度)第1回全体会での協議内容

(3) 令和2年度(2020年度)各部会の活動状況と令和3年度(2021年度)の活動方針

○協議事項

・令和3年度(2021年度)地域事例みえるか会議でどのような取り組みができるか

②第2回会議の開催

《開催日時》 令和3年(2021年)8月17日(火)午後3時00分～午後4時20分

《会場》 鎌倉生涯学習センター(きらら鎌倉)第7集会室

《主な議題(協議事項)》

○共有事項

・令和3年度(2021年度)障害者支援協議会各部会の活動状況について

○協議事項

(1)今年度のみえるか会議における具体的な取り組みについて

①取り組み案について

②取り組み案の目的、意義について

(2)事例検討

③第3回会議の開催

《開催日時》 令和3年(2021年)11月24日(水)午前10時00分～午後0時00分

《会場》 鎌倉生涯学習センター(きらら鎌倉)第5集会室

《主な議題(協議事項)》

○共有事項

・令和3年度(2021年度)障害者支援協議会 全体会・各部会の活動状況について

○協議事項

(1)ツール作成と今後の活用案について

①【(仮称)世帯・地域課題まるごとみえるかワークシート】

②(仮称)「つなぐシート」について

(2)鎌倉市重層的支援体制整備事業について

①事業開始状況の共有

②重層的支援体制整備事業について

③重層的支援会議の相談受付票等フォーム紹介

④第4回会議の開催

《開催日時》 令和4年(2022年)2月22日(火)午前10時00分～午後0時00分

《会場》 鎌倉市福祉センター2階 ボランティア団体活動室1・2

《主な議題(協議事項)》

○共有事項・協議事項

(1)鎌倉市重層的支援体制整備事業について

・前回会議までの確認事項について

(2)多機関協働事業（重層的支援会議）について

①相談の流れについて

②個人情報取り扱いについて

3. その他事業

(1) 相談支援者の育成に関する事業

①相談支援専門員研修会の開催（計4回開催）

【7月開催】

《テーマ》 若葉研修会

《事例提供》 鎌倉市基幹相談支援センター 三井

《開催日時》 2021年7月8日（木）午後2時35分～午後3時30分

《会場》 旧大船駅周辺整備事務所

《参加者》 23名（相談支援専門員、行政職員、介護保険事業者職員、実習生）

【9月開催】

《テーマ》 認知症を学ぶ（認知症サポーター養成講座）

《講師》 地域包括支援センターきしろ 織田 絵美子 氏

《開催日時》 2021年9月9日（木）午後2時15分～午後3時30分

《会場》 zoomを使用したオンライン開催

《参加者》 29名（相談支援専門員、行政職員）

【1月開催】

《テーマ》 介護保険制度と障がい者総合支援法

《講師》 そらいろケアプラン 青地 千晴 氏

《開催日時》 2022年1月13日（木）午後3時00分～午後4時00分

《会場》 鎌倉生涯学習センター 第6集会室

《参加者》 30名（相談支援専門員、行政職員、相談支援包括化推進員）

【3月開催】

《テーマ》 権利擁護の視点と成年後見制度

《講師》 神奈川県弁護士会 横浜サルビア法律事務所 熊澤 美香 氏

《開催日時》 2022年3月10日（木）午後1時30分～午後3時15分

《会場》 鎌倉生涯学習センター 第6集会室

《参加者》 30名（相談支援専門員、行政職員）

②事例検討会の開催（計3回開催）

【9月開催】

《テーマ》 「認知症が進む母と暮らすダウン症の当事者」

～加齢変化にどう対応し今後の暮らしを支えていくか～

《事例提供》 相談支援事業所 ひびき鎌倉山 加藤 美紀 氏

《開催日時》 2021年9月9日（木）午後1時30分～午後2時15分

《会場》 zoom を使用したオンライン開催
《参加者》 29 名（相談支援専門員、行政職員）

【11 月開催】

《テーマ》 教育と連携
～障害受容の過程にある保護者と子どものアプローチ～
《事例発表》 ADDS Kids 1st 鎌倉 秋元 修子 氏
《開催日時》 2021 年 11 月 11 日（木）午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分
《会場》 鎌倉生涯学習センター 第 6 集会室
《参加者》 27 名（相談支援専門員、行政職員）

【1 月開催】

《テーマ》 学童期・思春期 本人と家族のクライシス（危機）にふれるとき
～私たちは何ができる？“はじめの手”を考える～
《事例発表》 地域生活サポートセンターとらいむ 大櫛 重光 氏
《開催日時》 2022 年 1 月 13 日（木）午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分
《会場》 鎌倉生涯学習センター 第 6 集会室
《参加者》 34 名（相談支援専門員、行政職員、相談支援包括化推進員）

③その他相談員養成関連研修会への協力（計 1 回）

《研修会名》 ゲートキーパー養成研修
《講師》 鎌倉市基幹相談支援センター 三井
《開催日時》 2021 年 8 月 26 日（木）午後 5 時 30 分～午後 6 時 30 分
《会場》 鎌倉市役所 402 会議室
《参加者》 鎌倉市障害福祉課職員、地域共生課職員

（2）地域生活支援拠点の整備に関する事業

①専門性向上のための支援者向け研修会の開催

《研修会名》 障害福祉制度の理解について
～みんなの良いところを見つけよう～
《講師》 れんげの里 朝倉 清恵 氏
鎌倉市基幹相談支援センター 石塚
《開催日時》 2021 年 10 月 29 日（金）午後 6 時 00 分～午後 7 時 15 分
《会場》 鎌倉プライエムきしろ
《参加者》 9 名（介護保険事業所職員、地域包括支援センター職員）

②専門性向上のための支援者向け研修会の開催

《研修会名》 障害福祉制度の理解について
～みんなの良いところを見つけよう～
《講師》 れんげの里 朝倉 清恵 氏
鎌倉市基幹相談支援センター 石塚

《開催日時》 2021年11月11日（木）午後6時00分～午後7時15分
《会場》 二階堂デイサービスセンター
《参加者》 24名（介護保険事業所職員、地域包括支援センター職員、社会福祉法人職員）

（3）市民向け講演会の開催

《テーマ》 「みんな一緒にラグビーしようよ！」
～ラグビーを通じて、誰もが活躍できることを知る～
《講師》 石川 安彦 氏（明治学院大学体育会ラグビー部監督、（一社）鎌倉市ラグビーフットボール協会理事）
《開催日時》 2021年11月6日（土）午前10時00分～午後1時00分
《会場》 神奈川県立鎌倉養護学校グラウンド
《参加者》 63名
（障害当事者、市民、市内在学者・同保護者、市内在勤者、相談支援事業所職員、障害福祉サービス事業所職員、介護保険関連事業所職員、行政機関職員ほか）

《主な感想等》

- ・ラグビーを通じて、障害者の立場になって、ゲームをしながら、楽しみを頂いている姿を見て、とても、感激した。とても強くやさしい石川氏を、尊敬した。ラグビーを通じて、石川氏の今迄の人生を聞き、苦楽の上がり下がりがあるのだと、自分の身を通じて共感した。今回参加して、身心を鍛え直そうと思うと同時に、自分磨きとは何か考えながら仕事を通じて成長して生きたいと思った。
- ・日頃運動する機会がないグループホームで生活をしているご利用者が、ゲーム的要素のある運動をすることができ、生き生きしていた。次回、企画があればもっと多くのご利用者を参加して楽しんでもらいたいと思った。少しルールが難しいようだったが、それがかえって笑いを誘うことになったなとも思った。
- ・今日は貴重な体験をさせていただいた。初めてタグラグビーを知り親子で楽しい時間を過ごすことができた。子どもは少し緊張していましたが楽しかったようだった。私も久しぶりに体を動かして気持ちよかった。またこのような機会があったら参加したい。
- ・参加した子ども（障害当事者）が、とても楽しかったと言っていた。小学生から大人まで久しぶりに大勢の方とスポーツができて、気持ち良かった様子。次もあるのかなあと言っていた。石川氏の講演もとても面白かったそうで、良くお話を聞いた様子。いろいろな方々に出会えて、お話をうかがうこともでき、久々に本人の充実した顔をみる事ができた。やはり、世界が広がり社会の一員として感じる事ができたのかと思う。父親も一緒に参加できて楽しかったとのこと。
- ・前後の交流を含め、身体を動かしながら他者と関わることができたことが楽しかった。

- ・父が参加したいと強く希望。講演もとても良かった。本人は、積極的に参加。褒められたり、注目されたことがとても嬉しかった様子。コロナ禍で、普段参加しているようなイベントに参加することができていなかったのも、とても良い機会だった。
- ・100名との記載があり、もっと参加人数が多いかと思っていた。一方で、会場のスペースから100名参加では、場所が狭かったのでは？とも感じた。
- ・移動については、バスの本数も少なく、徒歩で移動する必要もあったため、参加しにくい人達もいたかもしれない。
- ・様々な年代の方々と、分け隔てなく関わることができ、とても楽しかった。
- ・コロナ禍では、人が集まるイベント等自体が少なく、制限も多い中、今回はとても貴重な機会になった。
- ・今後も同じような機会があれば、是非、誘い合わせの上、参加したい。
- ・とてもオープンで、楽しかった。ハンディキャップの有無なく、関われる場は本当にありがたいですし、もっとこども達に参加してもらいたいなと思った。
- ・今回のような2部制の講演会(前半タグラグビー、後半講演会)は初めてでしたが、とても良かった。
- ・初めは車椅子でどのようにできるかも分からず参加したが、タグラグビースポーツを知り親子で楽しい時間を過ごすことができた。車椅子でも体験できるスポーツがあれば、参加して友達にも教えていきたい。また学校でもこのような授業があれば良いと思う。
- ・とても有意義な時間だった。
- ・講演会だけの参加でしたが、とても満足できた。

以上

○鎌倉市障害者支援協議会設置要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日・障発第0801002号）の規定に基づき、障害者の地域での生活を支援するため、課題等を把握し、施策への反映や支援体制の整備等、課題解決に資する必要な事項を協議する鎌倉市障害者支援協議会（以下「協議会」という。）を設置するにあたり、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 協議会は、次により構成する。

- (1) 鎌倉市障害者支援協議会全体会（以下「全体会」という。）
- (2) 鎌倉市障害者支援協議会運営会議（以下「運営会議」という。）
- (3) 鎌倉市障害者支援協議会専門部会（以下「専門部会」という。）

第2章 全体会

(所掌事項)

第3条 全体会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の課題の確認と情報の共有に関すること。
- (2) 前号で確認、共有した課題の解決に向けた協議に関すること。
- (3) 協議会の運営内容についての評価に関すること。
- (4) 専門部会の設置に関すること。
- (5) その他協議会において検討すべきとされた事項に関すること。

2 全体会は、前項第2号の協議及び全体会において協議、検討が必要とされた事項について、専門部会に協議を依頼し、全体会への報告を求めるものとする。

(委員)

第4条 全体会の委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 福祉に関係を有する団体の関係者
- (3) 就労に関係を有する団体の関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関及び関係教育機関の職員

令和3年度(2021年度) 鎌倉市障害者相談支援事業(委託相談支援)報告 <委託相談支援の傾向と課題、取組(対策案)について>

	ラファエル会「鎌倉地域支援室」	キャロットサポートセンター	地域生活サポートセンターとらいむ
【傾向と課題】	<p>【傾向】 (障害種別) 精神 > 知的 > 身体 > 難病 (全障害に児童含む) (年代) 50代 > 40代 > 30代 > 10代以下 > 20代 > 70代以上 (支援方法) 電話・メール(夜間休日含む) > 訪問 > 同行支援(受診・手続き・生活支援) > 来所面談 > ケース会議 (相談内容) ・知的障害はあるが療育手帳取得困難にて精神保健福祉分野で対応するケースが多い。 ・診断以前に医療にかかること自体が困難、生活困窮や愛着不形成から連なる関係性障害と依存課題・ゴミ屋敷等、複合的に課題が絡まった状態の方。 ・引きこもる状態にある当事者について家族や関係者からの相談。精神に依らず、中途身体障害も多く含まれるが、困っている本質は社会とのかかわりと内面的葛藤の苦しみである事が多い。 ・学齢期の躰きを機に10代後半で療育手帳取得、または知的ボーダーで手帳取得無しや不登校児童等の学校の多様化(通信制・サポート校・インクルーシブ校)の中で高校卒業後の進路の相談。 ・障害のある親の養育困難な状況について、関係機関や親本人からの相談。 ・唯一の関係機関になる事の多い訪問系医療からの相談 ・50代60代で療育手帳取得の援助</p> <p>【課題】 ①一つの分野では解決できない課題が複合的に絡まっており、多機関多分野連携しながら長期戦で課題をほどこき、当事者自身の主訴を引き出す支援が求められる。 ②孤独感からくる心因性症状や不定愁訴、依存による身体への影響による救急搬送が多いケースでは、夜間休日対応するも精神科対応と内科治療の両立が困難、コロナ禍も合わさり受け入れ医療機関に難航。関係者の疲弊をフォローし合いながら関わり続けられるような比重分散が必要。 ③即効性を求める家族と、本人の状態にマッチした対応とのすり合わせに失敗すると断絶しやすいため、家族への傾聴や説明同意を得ながら慎重に本人支援を行う必要性。 ④学校の形態が多様化している中、高校卒業後の進路について、所属している学校が網羅しているルート以外の選択肢を得られにくい。結果、決まらないまま卒業、その後相談巡りをする中で自信喪失しながら障害者相談支援に行きつく状況。 ⑤養育困難な状況にある家庭のこどもへの直接支援の不足。相談機関はあるが、家庭内に入り直接こどもの愛着形成に関わる大人が必要。中には紐解いてみると障害当事者児童がヤングケアラー状態となっている状況やそのまま成人し年金搾取等の虐待要素が長期化、強化されがちな構図に、相談支援がどう風穴をあけていけるかがカギとなっている。</p>	<p>【傾向】 (障害種別) 月の実人数が17~28名。精神は45%、知的は28%、身体は25%、その他2%となっている。計画相談では知的が49%、精神が29%、身体が21%であるため、委託相談では、精神の方の相談の割合が高い。また、身体+精神、知的+精神といった重複の方が多い傾向にある。 (年代) 児童から高齢まで、さまざまな年代から相談を受けている。 (支援方法) 電話等が約80%を占めており、月平均135件。訪問や来所、同行や個別支援会議などは月平均20件となっており、委託相談が日々の業務で占める割合は1/3程度と、比較的支援頻度も高い。 (相談内容) 障害者枠で就労をしている方の相談(仕事、生活、親なき後の不安など)、セルフプランで福祉サービスを利用している方の相談、計画相談終了後の相談(市外もあり)、介護保険に移行後の本人・家族の相談、匿名による相談(本人・家族・関係機関)、他市(県)から鎌倉に転入する際の相談、在宅での生活から社会との接点に不安を感じている方との定期的な面談や相談、既存のサービスを利用するのが難しい方の相談、医療機関に入院中の方の退院に向けての相談や、精神科クリニックからの資源等の相談や調整、計画で関わっている方の家族や当事者団体からの相談、ケアマネジャーさんからの相談や、介護保険が障害福祉サービスなのかの相談、併用の場合の調整など、多岐に渡っているため、その都度お話をうかがいながら一緒に対応を検討している。また、通所事業所や居宅介護事業所からの相談や、匿名で愚痴や相談がある時だけ聞いて欲しいといった相談もある。</p> <p>【課題】 ① 障害者枠で就労をしている方の相談先:家族の高齢化や病気等により、親なき後の財産整理や後見人、生活の不安などあり。平日は仕事をしているため、必要に応じて、時間外の相談や、土日祭日の訪問や面談等の対応を行っている。 ② セルフプランで福祉サービスを利用している方の相談:委託で関わっている方がセルフプランを希望される場合は、状況を把握することができているが、本人や家族がよく分からないまま、セルフプランを作成してサービスを開始した場合、後に「相談できるところが欲しい」と希望されることも増えてきている。 ③ 障害福祉サービスを利用するのが難しい方の相談:身体の方は特に、通所や居宅身体介護での対応が難しく、訪問入浴や訪問看護、訪問リハビリといった医療機関とのつながりで生活を維持している方もいる。そのため委託で対応をせざるを得ない状況。また、金銭管理や長時間の通院同行(診察同席)、物件探しや引っ越し作業(部屋の片づけ)、遠方への買物代行、様々な手続き書類の代筆・代行なども変わらず委託で対応している。 ④ 計画で関わっている方の家族からの相談:夫や妻、親や子ども、兄弟姉妹の相談など、世帯全体の相談に関わる機会も増えている。相談員ひとりの力では、どうしようもない状況が多いため、その都度、協力して頂けそうな機関に相談しているが、経験や知識、情報の不十分さから、対応できていないことも多い。</p>	<p>【傾向】 (全体) 「委託相談」に関する全体の支援の件数は、3,814件(前年度2,773件)で、前年度に比べ約1,000件増加(1.38倍)していた。 (障害種別) ・障害種別については、「精神障害」が最も多く、次いで「発達障害」、そして「知的障害」の順であり、これは前年度と同じ傾向であった。 (年代) ・「60代」が最も多く、次いで「50代」、そして「40代」と年齢の高い順に相談件数が多く、これは前年度と同じ傾向であった。 ・特記すべき事項として、人数としては最も少ないものの、年々「10代」の相談件数が微増傾向にあり、前年度と同様、特別支援教育ではない、普通級に通う児童・生徒の「精神疾患(病状)」に関連する相談支援が主であった。 (支援方法) ・「関係機関(1,745件)」が最も多く、次いで「電話相談(1,127件)」、3番目に「来所相談(347件)」であり、これは前年度と同じ傾向であった。 委託相談では、当事者は障害福祉サービス(計画相談)を望んでいないが周りが困っていたり、必要なサービスが既存の障害福祉サービスには存在しないといった傾向が強いことから、関係機関(保健所・医療機関など)との連携が多く求められた。 ・特記すべき傾向として、「訪問(253件)」が前年度に比べ2.3倍(前年度110件)となり、2倍以上増加していた。次いで、「同行(96件)」が1.71倍(前年度56件)、「関係機関(1,745件)」が1.53倍(前年度1,141件)の順に増加していた。このことは、コロナ禍が長期化する中、実際に現場を「訪問」し、直接対面によるソーシャルが求められ、かつ、近年叫ばれている重層的支援の視点からも、「同行」による繋ぎの支援を行ってきた表れと考える。 (相談内容) 令和3年度の委託相談の傾向としては、①当事者は支援を求めているが、周りが困っているケース、②当事者のニーズが、障害福祉サービスではないケース、③精神疾患が疑われる児童生徒とその保護者への相談ケース、④高齢分野の地域包括支援センターからの紹介ケースが主に目立った。また、これらの傾向は、前述「関係機関」連携が1.53倍に増加したことにも関連が深いと思われた。</p> <p>【課題】 記載なし。</p>

<p>【対策】</p>	<p>【課題に対して現在取り組んでいること】</p> <p>① ② 刻一刻と訴えや体調、家族や本人状況が変わる対象者のチーム間で、その時々 に合った意図をもって関わる事ができるよう、タイムリーな共有ができるツールの 使用。</p> <p>③ 当事者と細くとも長く関わること。急な変化を押し付けない姿勢。周囲が焦る「就 労」以外の選択肢の提示ができるよう資源の模索。</p> <p>④ 障害者就労支援関係者や若者サポートステーション、所属している学校と、課題を 共有している段階。</p> <p>⑤ ケースを通して、どのような支援があれば親の養育力を補い二次被害を防げるか を一緒に考え共有。子どもの心身の健全な成長を支える為、こども・親の関係者に 協力を仰いでいる。インフォーマル資源も活用し、実際例を周知。</p> <p>【課題に対して今後必要だと考えられる対策案】</p> <p>①～③当事者との関係づくりから、同行支援などの直接支援を分担できる機関が必要。 本人のステップに寄り添える、いつでも出入りできる居場所。</p> <p>④ 県内養護学校参加の進路連絡会とリンクできる仕組みづくり。行政が学校の要請 を受けて巡回する進路相談会の活用により進路の選択肢を周知するなど。</p> <p>⑤ 相談機関はあるが、実際に家庭内で支援に当たる事ができる資源の開拓。 養育等訪問支援事業の対象拡大と人材確保。有償ボランティアの活用・育成・募集。</p>	<p>【課題に対して現在取り組んでいること】</p> <p>① 仕事用の携帯を常に持っているため、時間外や緊急時も可能な範囲で対応できる ようにしている。</p> <p>② すぐにでもサービスを利用したいにも関わらず、計画相談事業所が見つからずに 困っていたり、キャロットも早急に計画作成が難しかったりした場合は、ご本人の状 況をうかがい、障害福祉課に相談の上、セルフプランの作成や調整を行い、サービ スをスタートしている。後に計画が必要な場合は担当することもあるが、セルフプ ランで問題がなさそうな場合は、そのまま委託でフォローしている。最近では、セルフ プランでサービスを提供している居宅介護や通所事業所から、相談員として入って 欲しいという声も上がってきており、委託で相談をうけている。</p> <p>③ 障害福祉サービスにないサービスや、移動支援(特に身体の方)に該当しないが、本 人の生活に必要なサポートは、変わらず相談員としてできる範囲で動いている。ま た、支給決定されていても、人手不足や資源不足で提供が難しい場合は、代行や新 しい資源の模索をしている。</p> <p>④ キャロットの相談体制が理事長と相談員1名という少ない人数の中で、対応できる ことは限られているが、鎌倉市内の関係機関や医療機関、公的な機関などに常に 助けていただいている。そのようなネットワークが、本人にとっても安心できるサ ポート体制になっていると思いたい。</p> <p>【課題に対して今後必要だと考えられる対策案】</p> <p>① 就労している本人や家族も、気軽に相談できる窓口の確保(夜間の時間帯や、土日 祭日に開所している相談窓口)。早めに相談や状況を把握できることにより、対応 方法のイメージと準備ができるのではないかとと思われる。</p> <p>② セルフプランと計画相談の違いを、行政の窓口でしっかりと説明していただく。計 画相談の事業所がどこもいっばいで断られてしまい、仕方なくセルフプランでとい う状況であれば、委託相談の活用についても情報提供していただくことで、多少な りとも不安の軽減につながると思われる。</p> <p>③ 通所のための送迎、入浴、機能訓練、短期入所等の資源が鎌倉市内に不足している ため、介護保険の小規模多機能やリハビリデイといったサービスなど、包括的に利 用できる体制の拡大を期待したい。そもそも障害福祉サービスだけで対応するに は限界がある。市内の様々な活動団体の理解や協力を得られるような働きかけ や、連携をサポートするような助成制度などの検討も有効だと思われる。</p> <p>④ 相談員がひとりで抱え込まず、鎌倉市全体の課題として、様々な知識や情報、対応 方法等相談できる窓口(つながり)があるとありがたい。そうすることで、相談員の 質の向上にもつながり、地域に還元していくことができると思われる。</p>	<p>【課題に対して現在取り組んでいること】</p> <p>① 保健所、市(障害福祉課、地域共生課、生活福祉課、子ども相談課など)との連携に よる支援</p> <p>② インフォーマルな社会資源も含めた活用、訪問・同行による支援</p> <p>③ 児童相談所、市・子ども相談課、学校(教育相談センター)、児童精神科との連携</p> <p>④ 地域包括支援センターやケアマネジャー(高齢分野)との連携</p> <p>【課題に対して今後必要だと考えられる対策案】</p> <p>(1)インテークの段階で、計画相談をスムーズに利用可能と思われるケースについては、 ご本人の了解があれば、アセスメントの段階で指定特定相談支援事業所と合同で関わり 同事業所に計画相談を依頼していく。</p> <p>(2)地域における社会資源については、公的な資源に固着せず、民間でかつ既存のもの を柔軟に活用する。そのため一定の相談支援事業所だけに情報が偏らないよう、相談支 援事業所連絡会などで情報共有を求めていく。</p> <p>(3)とくに委託相談では、1件(1人)でも、支援に困難さがあることが少なくないことか ら、従来の「量的評価(件数など)」だけではなく、「質的評価(いわゆる困難事例をいかに 問題解決できたか等)」の視点で地域共通の相談指標を、行政、委託相談が協議しながら 作成を試みる。</p> <p>(4)障害の種別にかかわらず支援が求められているが、現時点では専門性に限界があ る。よって、複数の障害を有する方などの場合、複数の相談支援事業所(1つの事業所 が主たる相談支援を実施)が連携し、各々の専門性(強み)を活かした3つ委託相談事業 所として、より「一体化」した取り組みの可能性も視野に入れていく。</p>
--------------------	--	---	---

(6) 障害者等及びその家族

(7) その他、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年以内とし、その満了の日は、市長が委嘱を行った日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 全体会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、全体会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 全体会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会長が、会議の運営上必要があると認めるときは、公開しない。

6 この他、専門部会長及び運営会議の委員が出席するものとする。

(提案)

第7条 全体会は、会議における協議の結果、必要に応じて、市長及び事業主体等に対し提案することができるものとする。

第3章 運営会議

(所掌事項)

第8条 運営会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 協議会の運営に関すること。

(2) 全体会における協議事項に関すること。

(3) 第3条第1項第4号により、全体会が設置するとした専門部会に関すること。

(4) その他必要な事項

(委員)

第9条 運営会議の委員は、協議会を所管する課の課長、鎌倉市が業務委託する相談支援事業者及び専門部会長とする。

2 運営会議に必要な応じて臨時委員を置くことができるほか、会長に出席を求めることができる。

(座長及び副座長)

第10条 運営会議に座長及び副座長各1人を置く。

2 第5条第2項から第4項までの規定は、運営会議の座長及び副座長について準用する。

第4章 専門部会

(所掌事項)

第11条 専門部会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 第3条第2項の規定により、全体会から依頼された協議事項に関すること。

(2) その他必要な事項

(委員及び組織等)

第12条 第3条第1項第4号の規定により、全体会の協議に基づいて専門部会を置くことができる。

2 専門部会委員は、運営会議において選任するものとし、必要な応じて専門部会長が選任することができるものとする。

3 専門部会には、部会長を置く。

4 専門部会長は、委員の互選によって定める。

5 その他専門部会の設置にあたって必要な事項については、運営会議で協議し全体会で決定するものとする。

第5章 雑則

(庶務)

第13条 協議会の庶務は、協議会を所管する課において処理する。ただし、社会福法人等に委託して実施することができるものとする。

(秘密の保持義務)

第14条 全体会、運営会議及び専門部会の委員並びに委員であった者等は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他の事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、会長が全体会に諮って定めるものと

する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される全体会の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行の日以後最初に招集される全体会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。
- 4 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに委嘱される全体会の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成24年6月20日から適用する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

令和3年度（2021年度）「鎌倉市相談支援事業所訪問」報告

{凡例} ○：事業所の意見や質問等 ・市障害福祉課・基幹相談支援センターの意見等
○今年度は個別事例についての困り感や事例検討を各事業所と行う時間を設けたため、事例を通して得られた課題や意見等を記載

1) 計画相談における課題等について

- どういふときに計画変更が必要か
- ・サービス時間について、週間計画表との整合性をとりつつ、積算根拠の明記を。定期的な利用の時は、表にも反映を。また、緊急時の場合は、その旨の記載を。
 - ・モニタリング期間は、できる限り標準期間と合わせてほしい。標準期間と異なる期間を設定する場合は、その根拠を明記するように。例えば在宅生活で生活介護しか利用していないが緊急時のために短期入所の支給が出ているような場合などは、短期入所の3か月ではなく、生活介護の6か月とすることは考えられる。
- 新規でサービス利用を希望する場合は、まずワーカーに相談することでよいか。
- ・新規の利用の場合、状況によって支給上限が異なるので、1度、ワーカーに相談してもらいたい。申請者が事前に事業者と相談して利用時間数を決めたいと、計画に反映していることも多い。予め、申請者は計画相談に相談し、計画相談はワーカーに相談し、支給時間数の調整をするようにしてほしい。
- 提出している計画内容に何か問題はあるか
- ・不備などがある場合は適宜連絡して指摘するようにしている。
- 相談員として、課題のない児童の場合は、年に1回開催される更新時のケア会議が負担となっている。学校にとっても負担ではないかと感じている。
- ・本当に課題がないのか？というところから入りにしている。
- モニタリングについては、きちんと行い、関係者で情報共有したところ、その後の支援がうまくいった。
- サポートブックに支援がうまくいった事例を載せて共有したい。
- 児童と成人の計画相談を行っているが、ひとりの相談員が児童から成人になっても引き続き支援し続けられるとは限らず、児童から成人になるときに、支援が切れ目なくスムーズにできるような体制整備が必要であると感じた。
- 例えば、各事業所の支援における成功事例やうまくいかなかった事例を集めたものがあり、市内事業所でそれを共有できると、課題に直面した際、相談員の負担が減るのではないかと感じた。
- 更新会議については、何も問題ないケースもやらなければならないか？大変な労力となっている。
- ・問題がないということはないので、更新会議はやった方がよいことと、事業所との連携

は大切にしたい。

○コロナ禍で利用時間が減少しているのに、実績としては少ないが原則の 43 時間の支給は可能か？

- ・ 43 時間支給が原則
- ・ 審査会で実績と利用内訳において 50 時間から 90 時間支給者はいる。
- ・ コロナ禍で利用が少ない実績がない場合でも審査会で決定する。
- ・ 43 時間の支給は実績が少ない場合は聞き取りして可能なこともあるので相談して欲しい。

○手帳取得のメリット・デメリットについて

- ・ 手帳取得のメリット・・・サービス利用の幅が広がる。

デメリット・・・心理的な問題・世間体とか親の心理が大きいかと思う

良かれと思って思春期に取ることで本人にとってネガティブな状態を持つことがある。

- ・ 18 歳までに取得の選択を要検討したい。

○アセスメントについて

- ・ 短期入所の利用で ADL の状態がアセス可能か、とも思われるが、成長の時期によって必要な ADL の自立を身に付けたい。母が丸抱えの場合、身についていないことが多い。

○児童の更新会議は必須かどうか。

- ・ 調査する。
- ・ 児童は成長と共に行政にも理解しておいて欲しいということと言える
- ・ 関係者が集まって支援状況の確認とか、支援方針を関係機関で検討したい。
- ・ 国の省令は努力義務かもしれないが、更新会議について要調査。
- ・ モニタリング又は計画作成で特記事項にマーカーや付箋を貼る事が良い。

○コロナ関連で、関係者会議をなかなか開催できない時期が続いた。保護者からも会議の開催を断られることがあった。学校はやっているか。先日断られた。

- ・ 学校側が解除しているかどうかの確認

○医療。報酬体系が大きく変わり、協議会で県と意見交換したが、まだよくわかっていない。相談としては大きな相談はないが、医療型短期入所利用中の日中一時支援加算採れる対象条件。計画に必要性が落とし込まれて実施されていることが必要となっているが、具体的に何を計画に落とし込めばよいかわからないので藤沢市の事業所に聞いたり鎌倉市にはそれを伝えてそうしたり、という例がある。

○地域の資源に課題がある。小さきの利用者で、医療ケア等、対応が必要な場合、ヘルパー事業所に断られている。

- ・ 居宅連絡会での研修でやってもらう等の対応が必要かもしれない。

○事業所の訪問は可能か。

- ・ 保護者も含め、時間等区切って対応している宿泊は無し、外出は時間を区切ってドライブ程度としている。養護学校等で出かけた場合は、戻ってから 1 週間隔離している。ショ

ートの前も利用前にPCR検査を無料で実施。たとえ1泊でも。リスクマネジメントとしてかなりシリアスに認識。検査結果は、翌日出る。検査は外部に依頼している。4人部屋を個室として使用しており、受け入れ人数も少なくなっている

- 重度心身障害児者（以下、重心）の限定が外れて、医療的ケア対応の方とか、「動ける重心の方」などの対象が増えたが、重心以外の相談はあったか。
 - ・前は重心だけとしてお断りしていたが、4月以降は特に相談自体がない。県内の他の事業所も受けていないと聞いている。部屋がないとか、横浜市は個別に宿泊なので夜勤手当等の加算が出ているので受けているという話は聞いている。
- 重心以外の方の計画で、資源面等で困ったことはあるか。
 - ・居宅や移動支援等、お願いしたい時間帯が重なり、いわゆるゴールデンタイムの資源確保で苦勞する。学生の、通学前、後など。
- 重心の在宅、居宅で、通常のヘルパー事業所では対応が難しいと思われる要素はどこにあるか。
 - ・ヘルパーの高齢化による支援の困難化はある。パワーアシストの器具もあるが、使い勝手はあまりよくない面もあり、良し悪しがある。親の高齢化もあり、利用者のケア度も高くなっているが、親のマインドは以前のおおりで、ヘルパーの負担が増えて厳しい、という声が聞こえている。
- 在宅支援に入っている方で、コロナでキャンセルの方もいるか。
 - ・そういう方の、いざという時にどうするかは伝えているか。
 - ・防護服とか着てもダメ、バツサリ利用を切る方もいる。事業所としては、何かあったら、ということをはたすら伝えるのみ。
 - ・共通しているのは、「いざという時は考えない」という回答。事業所が何とかしてくれると思っているかは不明だが、今、対応できるところがないじゃないと言われる。そこまで覚悟を決めている親が多く、最近は勧めなくなった。
- 成年後見人のニーズは増えているか。
 - ・長期の方には勧めているが、頑なに断る方もいる。後見人も医療同意できない面もあり、場合によっては院長が判断する。
 - ・長期施設入所者は原則成年後見人をつけてもらうようにしている。重心の人の寿命は延びてきており、入所者の中には60歳台の者もいる。親が高齢化している案件が増加しており、親族後見から変更してもらうケースもある。
- 今後の新規受け入れについて
 - ・初任研終了したら年内是非とも受けて欲しい。
 - ・セルフプランの方で、グループホームを母が観ますと引き取られた方がいる。父母との間にもギャップがあり苦慮しているが、将来に向けて心配される。
 - ・どうバックアップ出来るかは課題ではあるが、困ったことは何でも聞いて欲しい。

○セルフプランでは無理ではと思う利用者があり、トラブルになったり、心配なケースが就労移行に多いので計画相談を増やせるか？

- ・逗子の利用者で藤沢の事業所を利用しているので計画相談を断った案件があった。

○困り感のある案件

- ・調子を崩す事があるのでモニタリング期間を 1 か月に変更する時があるが、その後元のモニタリング期間に戻すことが難しい。更新のタイミングで元のモニタリング期間に戻すなどの工夫をしている。
- ・モニタリング月以外の相談は電話とライン・・・体調悪い時が多いので来所は少ない。訪問した方が対応しやすいことが多い。病状悪化というより不安等で体調不良的なことが多いので訪問して話を聞くことで落ち着くことが多い。

○ケース移行できない課題

- ・移行待機ケースが蓄積。連絡会で昨年度から発信している。
- ・成人期もみられる繋ぎ先は先方も余裕なしと聞いている。
- ・対応策
最優先ケースに絞ってお願いしている。早めに予告的に事前依頼しておき、空いたタイミング（引き継ぎ先の都合よいタイミング）で渡すように心がけている
- ・保護者の相談力をアセスメントして、セルフプランに一旦自立してもらっても良いケースと判断出来たら、保護者にそのように提案し、困ったらいつでも相談してくれるように窓口は引き続き担保しつつ、納得してもらえるケースは更新期にセルフに切り替えている。
- ・セルフプラン対応について、一事業所の立場で独自に方針をもうけることは適切でないので、現状を踏まえて、市の考え方を示してほしい。

2) 個別事例から得られた課題等

○教育センターとの連携

教育センターと連携し、学校側からのアプローチを補助した。学校とのスムーズな連携のために、教育センター及び教育指導課の協力をあおぐことも可能である。

- ・相談員による保護者のフォロー・・・当初、保護者は市役所や学校に対する不信感が強く、ケース会議の開催自体が難しかった。相談員が親身になって保護者の話を聞き、味方になることが解決の糸口になった。
- ・相談員による通所先へのフォロー・・・通所先に対して、対象者の障害特性、障害特性を踏まえた適切な接し方等を地道に連絡しつづけた。当初、「ひとりだけ特別扱いはできない」という姿勢であったが、通所先はその後、通所先での本人の様子や課題をまとめたペーパーを提出するまでになった。
- ・学校からも相談支援事業を知らない事が多く理解が得られない連携が出来ないこともあって大変であったが、このケースは連携が上手く取れて良かった

- ・放課後等デイサービスの担当者が変わって上手くいき、他にも情報共有したことで連携がより上手くいった案件もあった。
- ・直接、学校へ連絡すると知らないことで理解が得られない、連携が出来ないこともあるが、教育指導課に繋げることで障害関連は繋がれることもあるので連絡して欲しい。
- ・教育指導課とは子ども支援部会で担当者が参加されていたこともあり、学校のコーディネーター連絡会に基幹相談支援センター（以下、基幹）や障害について情報提供する機会が得られたので、学校に配属されているコーディネーターにも連絡取られると良いと思う。

○課題共有

- ア 一般就労後、生活リズムが安定しない場合のフォロー体制について
- イ 通所先に対するフォローの難しさ
- ウ 対象者の保護者に課題（精神的に不安定・子離れができない等）がある場合の対応について
- エ 宿泊訓練について
- オ 申請書の書き方について
対象者を窓口案内する際には、「新規・更新・変更」のいずれかを申し出よう。
- カ 障害福祉課ケースワーカーの利用について
会議への出席が必要な際には、職員にどのような役割を求めるのか事前にお知らせいただき、情報共有・報告等書面での対応が可能であれば会議出席以外の方法を検討していただく。

○移動支援について

- ・移動に著しい制限があることで難病ということもあり、申請すれば支給可能かも。

○対応に苦慮している案件について

- ・導入しているサービス事業所への苦情が出ている。週間スケジュール作っているがキャンセル等変更がある。体位交換で、人によって何か違いがあるので同じ人に入ってほしい、など、要望はいろいろあるが、突然、支援者がキャンセルになったケースがあり、事業者の説明に対し不信感を抱いた。サービス事業所の管理者に伝えたら、本人の捉え方なのでないか、と言われ、「悔しかった」と涙。そういう管理者に対するクレームはどうすれば良いか、という相談が来ているが、以前からそれがあの人ではある。保護者を含めた3人で面談した時には、保護者が本人をなだめるシーンもあり、家族そろってのスイッチではないようにも思えたが、保護者からも心配の声は出たのでどうするのが良いのか。

- ・導入できる資源についてリサーチが必要でもあり、行政や基幹がバックアップできればと考える

○就労移行支援A型事業所（以下、A型）利用者で支援について困っていた案件

- ・合理的配慮がされていない、スタッフの厳しい対応に苦慮したケースで、現場はコミュニケーション能力の高い利用者ばかりの事業所。
- ・自閉症という障害特性を理解されないまま「柔軟にとりか臨機応変」という要求が強く、基幹にアドバイス貰って支援現場に足繁く通った。
- ・就労系で難しいのは福祉ではA型が給料の問題、S S Tなどの時間帯は労働時間ではないことがあるので労働問題にもなり、計画を作成する段階で労働基準監督署と相談した方が良いと思われる。
- ・A型：全ては平等であることが前提・ハローワークから就労することが必要
ハローワークを通すことで会社に助成金が入ること等、相談員としても必要な法律など知識として知っておいた方が良い。
- ・雇用関係がどうなっているか？
労働基準監督署や県の就労相談等にも相談して進められたい。

○定着支援までの6か月間の相談支援の課題・・空白期間の問題

どこがフォローするか？

- ・A型の職場フォローアップ：本来は事業所が職場フォロー体制を取るはずだが支援の無いところがあり、現状利用者が困っているが相談員が介入出来ない部分があるので困る。

○グループホームについて

- ・グループホームの在り方検討・・国が検討に入っているようで調査をかけている。
軽度の人是一人暮らしを目指していく方向で、重度化のホームに移行したいようである。
- ・精神の障害像が変化してきていることが見られる・・発達とか人格などが多い
- ・本人は一人暮らし希望が多いように思うが、支援者としては一旦GH経験してから一人暮らしへという思いもある。
- ・プライベート性の高いところは希望がある

○重層的な体制整備や緊急時対応について

- ・マンパワーの問題・・緊急時利用は利用者の関係者が泊まり対応するなど関係機関でシェアできないか。
- ・処遇改善の問題・・相談など処遇改善が出ない、特別処遇改善がないことも同じ法人内での差別化となっている。県精連の活動として国にも要望は出している。
法人内のどの職場で就労するか？により賃金の格差があるのはおかしい。

- ・緊急時対応について・・・地活の場所を貸すことは可能だが、場所的に地活は日中利用するし費用負担はどうするか？「緊急の終結」は誰が決めるか？等の課題が山積。
- ・緊急時等精神の方は、地活利用というより入院となることが多いが、入院までの対応が大変ということがあり、入院不可の場合はどうするか？が課題も大きい。
主治医の病院の場合は可能な時があるが、一時のステイ場所ではない。
- ・グループホーム入居者の不穏時の場合は職員が宿泊して対応したこともあるが、翌日入院することで何とか問題を解消したことがある。

○虐待案件について

☆権利擁護（虐待案件を含めた）課題

権利擁護について失敗したことがあった。

- ・通報（身体的虐待）をためらったことで今でも良かったかと禍根が残っている。
- ・通報した後はどうなるか？
⇒市としては確認する
⇒本人が事業所に戻ることもあることも想定して通報が出来なかった。
⇒迷いとか戸惑いがあったが、本人に不利益が生じることが心配
- ・胸ぐらをつかんだ案件・・・職員はやっていないと否定
- ・主治医が叩いた案件があった。病院は通報システムがない。
本人が訴えれば良いと言われた。
- ・虐待案件としての流れ・・・通報⇒市・・・実態の把握について？
コア会議 受け付けたケースワーカーが上司に相談
- ・相談の立場と通報者の立場の問題・・・回答はどうするか？
市・・・通報者には回答する義務がない（利害関係者かもしれないので進捗は知らせない）
↓
相談支援の立場で本人擁護をするためには・・・通報がなされた後、知らん顔では権利擁護に繋がらないので、通報受理後の市の対応がどう進行しているか？ある程度の情報は欲しい。
- ・通報が利用者の不利益に繋がらない事が最善の道であり、通報者と利用者の最大の利益を考えて取り組んで欲しい。
- ・どうするか？の緊急性とか（48時間）情報収集をどうするか？
通報者からだけでなく、ケース関係者に客観性と公平性をもって聴き取りをし、全体の状況把握とアセスメントが必要。
情報収集の大切さ、ケースワーカーと相談員との温度差があるが、ケースワークを通して共有しておくことで進行が早くいくことがあるので、ケースワークは大事。

2021年度鎌倉市基幹相談支援センター相談支援統計(2021年4月～2022年3月)

四半期	件数
第1四半期	308
第2四半期	329
第3四半期	340
第4四半期	254
計	1,231

相談方法	件数
来所	91
電話	868
FAX	5
メール	112
訪問	134
通知	21
計	1,231

相談項目(*1)	計
1. 制度及び社会資源の情報提供	168
2. 専門機関等の紹介	44
3. 支援困難事例や対応に苦慮している案件への後方支援	523
4. 相談支援に関する他機関の活動(会議・連絡会等)との連携	106
5. 個別案件について情報共有・調整等	181
6. 地域情報の共有・発信等	107
7. その他	102
計	1,231

*「6個別案件について情報共有・調整等」には、「3支援困難事例」の情報共有・調整等を含んでいます

相談機関	件数
障害(*1)	409
高齢(*1)	235
教育(*1)	25
地域(*1)	90
行政(*1)	316
医療・保健(*1)	58
司法	19
当事者・家族等(親戚含む)	63
その他	16
計	1,231

対応経過	件数
1新規(終了)	263
2新規(継続)	199
3継続	610
4継続案件の終了	159
計	1,231

相談機関内訳(上記*1の項目のみ)		件数
障害	相談支援事業所	274
	その他	135
高齢	地域包括支援センター	118
	その他、介護保険事業所等	117
教育	学校	18
	その他、教育委員会等	7
地域	社協、生活困窮相談機関等	63
	民生委員等、個人(知人含む)	27
行政	鎌倉市障害福祉課	251
	行政その他、他鎌倉市各課	58
	市外自治体	7
医療・保健	病院、クリニック、訪問看護等	52
	保健所等	6
計		1,133

対応方法	件数
1情報提供	238
2情報収集	147
3情報共有	317
4他機関紹介	57
5助言	107
6コーディネート(連絡調整)	271
7その他(*2)	94
計	1,231

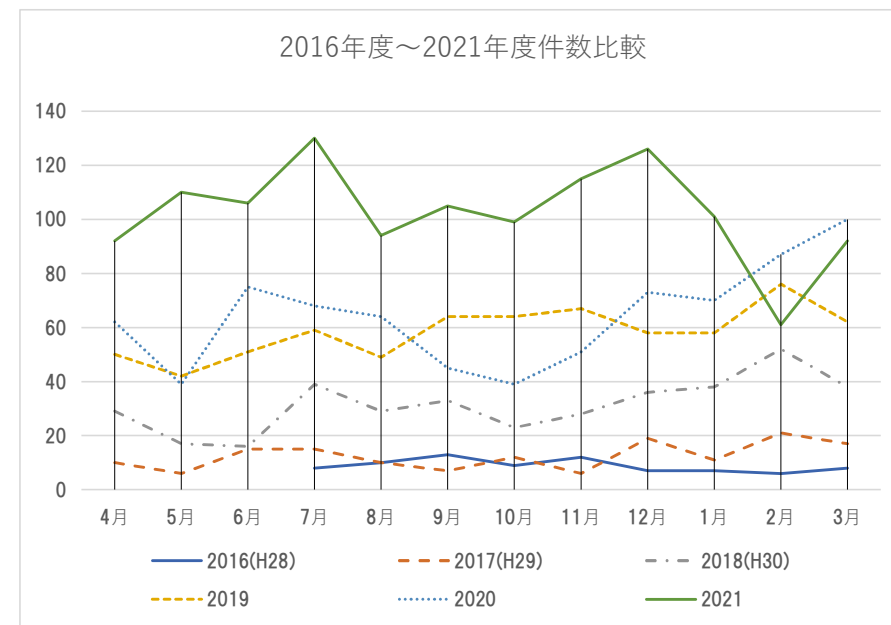
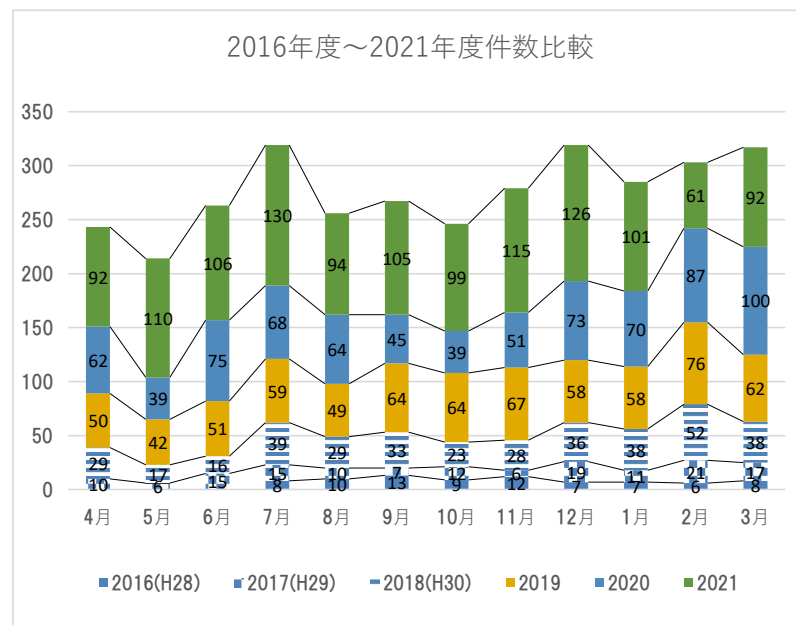
その他内訳(*2)	件数
1講師	29
2会議出席	45
3その他	20
計	94

総合相談件数比較(2016年度～2021年度)

	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019	2020	2021
4月		10	29	50	62	92
5月		6	17	42	39	110
6月		15	16	51	75	106
7月	8	15	39	59	68	130
8月	10	10	29	49	64	94
9月	13	7	33	64	45	105
10月	9	12	23	64	39	99
11月	12	6	28	67	51	115
12月	7	19	36	58	73	126
1月	7	11	38	58	70	101
2月	6	21	52	76	87	61
3月	8	17	38	62	100	92
計	80	149	378	700	773	1,231

(件) (件)

(注: 基幹開設は2016年7月のため、2016年4月～6月はデータなし)



令和3年度（2021年度） 鎌倉市障害者支援協議会
地域生活支援拠点検討部会 活動状況について（報告）

（注：以下、鎌倉市障害者支援協議会については「協議会」と、当部会については「部会」と表記します）

1. 令和3年度（2021年度）の活動内容について

日付	活動名	概要
令和3年（2021年） 7月14日（水）	第1回部会開催	1 議題（報告・共有） （1）協議会活動概要報告 （2）令和2年度（2020年度）当部会の取組み 3. 議題（協議事項） （1）今年度の当部会での取り組み案の検討（具体的な成果につなげるために） ①本市における地域生活拠点整備に係るガイドブックの策定について ア 「面的整備」の方向性の策定について イ 工程（ロードマップ）の策定について ウ 「緊急時」の定義の策定について ②「あんしんカード」の活用について （2）今後のスケジュールについて
令和3年（2021年） 11月10日（水）	第2回部会開催	1 議題（報告・共有） （1）協議会活動概要報告 （2）今年度当部会の取組の進捗状況について ①本市における地域生活拠点整備に係るガイドブックの策定について ②「あんしんカード」の活用について ③今後の予定について 3. 議題（協議事項） （1）次年度に向けた取組について
令和4年（2022年） 3月9日（水） （※日付は書類発送日。）	第3回部会開催 （書面会議）	1. 報告・確認事項 （1）今年度の当部会での取り組み内容について（活動状況最終報告案） （2）「鎌倉市地域生活支援拠点整備指針」（案）の策定について 2. 次年度以降の当部会のあり方について（事務局からのご提案） 3. 次年度以降の活動について

2. 令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）にかけての活動内容について

○協議会におけるこれまでの議論を踏まえ、本市における地域生活支援拠点整備方針を示すガイドライン（仮）の策定に向け協議を行ってきた。途中、事務局による案の策定などを経て、最終的に市が方針を策定することとなり、「鎌倉市地域生活支援拠点整備指針」案が完成した。

鎌倉市地域生活支援拠点 整備指針

令和4年(2022年) 6月 27日

鎌倉市健康福祉部障害福祉課

目次

1 はじめに

(1)なぜ地域生活支援拠点を整備するのか

(2)地域生活支援拠点とはなにか

(3)地域生活支援拠点における5つの機能(概要)

2 本市における取組について

(1)地域生活支援拠点等整備の方針

(2)本市が目指す地域生活支援拠点像

(3)本市における整備スケジュール

3 地域生活支援拠点等事業の機能

(1)相談

(2)緊急時の受入れ・対応

(3)体験の機会・場

(4)専門的人材の確保・育成

(5)地域の体制づくり

4 各機能の登録制度について

5 事業の検証及び検討

1 はじめに

(1)なぜ地域生活拠点を整備するのか

地域生活拠点等は、平成 24 年度に成立した「地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害者保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」における衆参両院の附帯決議の中に「障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住支援の在り方について、早急に検討を行うこと」と明記されたことを踏まえ、国において本格的に議論されることとなった。

上記の附帯決議を受け、国が設置した「障害者の地域生活の推進に関する検討会」において、地域における居住支援に求められる機能等について協議がなされ、平成 26 年 5 月 15 日に告示された第4期障害福祉計画(平成 27 年度～29 年度)の基本指針において、「地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ)について、平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。」とされたため、本市においても整備に向けた検討を行うこととなった。

(2)地域生活支援拠点とはなにか

地域生活支援拠点は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための5つの機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものである。

障害者の地域移行を進めるため、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に下記の2つの目的を持っている。

- ア 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- イ 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

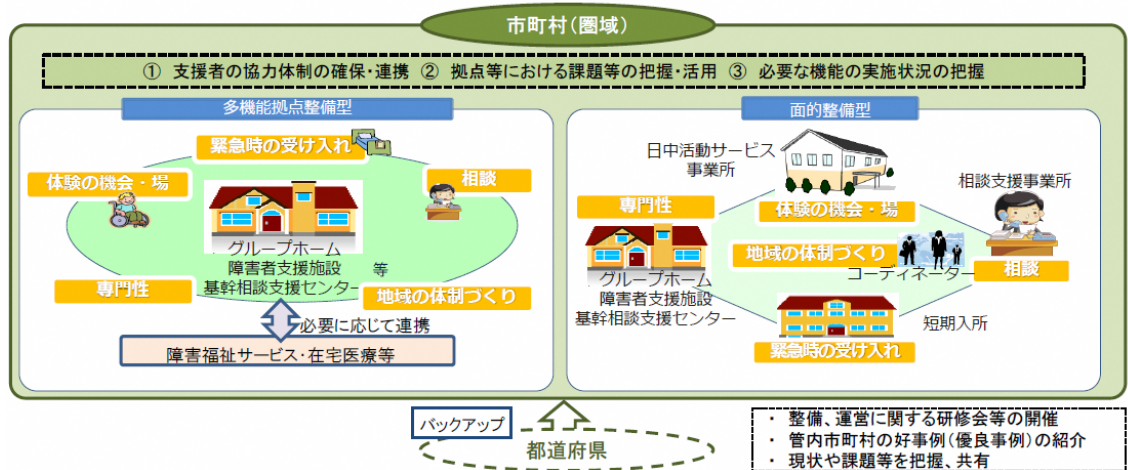
地域生活支援拠点の整備手法は、大きく「多機能拠点整備型」(上記基本指針における地域生活支援拠点)及び「面的整備型」(同指針における面的な体制)の2つが国から提示されており、地域の実情に合わせた手法により整備することとされている。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



(3)地域生活支援拠点における5つの機能

地域生活支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場の提供、④専門的人材の確保・育成、⑤地域の体制づくりの5つを柱としている。

拠点機能	具体的な内容
①相談	緊急時の支援が必要な世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う。
②緊急時の受入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入れ体制等を確保した上で、介護者の急病や障害のある方の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う。
③体験の機会・場の提供	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助(グループホーム)等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する。
④専門的人材の確保・育成	医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化した障害のある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行う。
⑤地域の体制づくり	地域の様々なニーズに対応できるサービスの提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。

※各機能は8ページ以降で詳しく取組内容を記載。

2 本市における取組について

(1) 地域生活支援拠点等整備の方針

本市では、第4期鎌倉市障害福祉サービス計画(平成 27 年度～29 年度)において、以下の社会資源について、整備を進めることを到達目標とした。

ア 基幹相談支援センターを設置し、休日・夜間や緊急時にも対応できる相談支援体制の整備、研修等の実施による相談支援専門員の人材育成やスキルの向上、地域移行・地域定着支援事業の推進及び様々なサービス利用の調整を行うコーディネーターの配置、権利擁護・虐待防止対策の取組み等を行うとともに、行政の各機関、サービス提供事業所、医療機関等と連携を図り、地域のネットワーク化を推進する自立支援協議会の企画・運営等実施する体制の整備を図る。

イ 障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業の活用などにより、医療的なケアが必要な障害者について行動障害や専門的対応を必要とする障害者について利用が可能な、短期入所事業所の確保を進めるとともに、利便性や対応力の向上を図っていく。

ウ 重度障害者や医療的ケアが必要な障害者も入居可能なグループホームの設置を推進していく。

エ 障害の重度化や高齢化に対応した、在宅での生活の安定及び安心を確保するため日中活動の場や訪問サービス体制の整備を進める。

これを踏まえ、平成 28 年度(2016年度)から鎌倉市障害者支援協議会において、ニーズ・支援課題の洗出し、整備すべき機能を中心に拠点整備に関する協議を行ってきた。協議を進めるなかで、市内相談支援事業所に対し、平成 30 年度(2018 年度)に「本人の暮らしの場所の希望に関する調査」、令和元年度(2019 年度)に「緊急対応を必要とするリスクの高い世帯調査」を実施し、拠点等の役割・機能について、本市の体制整備の状況や各支援現場における課題等の整理を行った。その結果、特に「緊急時の受入れ・対応」について、多くの課題があり、またその充実を求める意見が多く挙がった。

以上のことから、上記到達目標に向けた取組を進めるため、「緊急時の受入れ・対応」を中心に体制整備を進めることとした。

なお、全国的に拠点等の整備状況が難航していることから、国の基本指針においては、整備の期限が令和5年度末までに延長されている。よって、現行の第6期鎌倉市障害福祉サービス計画(令和3年度～5年度)においても、第4期において定めた到達目標に継続して取組むことを定めている。

(2)本市が目指す地域生活支援拠点像

拠点等の機能強化を図るため、国は、5つの機能を集約し、共同生活援助(グループホーム)や障害者支援等に付加した「多機能拠点整備型」や地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」をイメージとして示している。

本市では、市内事業所の充足状況等に鑑み、第4期～第6期鎌倉市障害福祉サービス計画において市内の既存資源の活用と連携を基とする「面的整備型」をモデルに整備していくこととしている。

(3)本市における整備スケジュール

年度	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)	
①相談	●基幹相談支援センター、委託相談支援事業所の継続運営	地域生活支援拠点整備指針の策定	●コーディネーター設置	
②緊急時の受入れ・対応	●緊急一時保護の対象拡大 ●緊急時あんしんカード活用		各機能の登録制度開始	
③体験の機会・場の提供	●GH設置費・運営費補助 ●体験利用について事業所への周知・啓発			
④専門的人材の確保・育成	●研修の継続開催			
⑤地域の体制づくり	●障害者支援協議会の継続運営 ●多機関との連携			

3 地域生活支援拠点における5つの機能(具体的な内容)

(1)相談

○基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う。

◆「相談」機能を担う主な機関とその役割

機関名	役割
・基幹相談支援センター	相談支援事業所が抱える支援困難事例に対する助言、情報の収集、ネットワークの構築による支援を進め、バックアップ機能の役割を担う。
・委託相談支援事業所 ・指定特定相談支援事業所	緊急時のサービス利用を調整する。可能な限り緊急事態の発生を予防するための計画作成等の調整を行う。日頃から相談支援を通して、生活上困難をきたすおそれの高い人を把握し、市・基幹相談支援センター・各事業所間での共有を図る。
・地域活動支援センター(I型)	地域住民からの障害者に関する相談があった場合は、必要に応じて市等の窓口との調整や手続きへの同行等を実施する。ピアサポーターによる相談を受ける。
・市窓口	市障害福祉課窓口へ精神保健福祉士等を配置し、専門性の向上を図る。
・障害福祉相談員	市から委嘱された障害福祉相談員が、地域での安定した生活を支えるため、身近な相談を受ける。

◆相談機能に対する本市の考え方

下記の(2)に代表される障害当事者の緊急時の受入れ対応を念頭に、基幹相談支援センターや委託相談支援事業者とともに、当事者や受入れ期間等の連絡調整を行うコーディネーターの設置に向けた協議を行い、設置を目指す。

また、コーディネーター設置・運用に向け、必要な制度の整備や予算措置を検討する。

コーディネーターは、基幹相談支援センター及び各委託相談支援事業所への設置を検討する。今後の設置に向けて、障害者支援協議会にて協議を行う。

(2)緊急時の受入れ・対応

○短期入所を活用した常時の緊急受入れ体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う。

◆「緊急時の受入れ・対応」機能を担う主な機関とその役割

機関名	役割
・短期入所事業所	市・指定特定相談支援事業所等から緊急時の受入れ、対応の要請があった場合、受入れを行う。
・医療機関(精神科病院)	入院が必要となった障害者等の受入れを行う。
・地域活動支援センター	緊急に一時的な見守り等が必要となった障害者等の受入れを行う。
・生活介護/就労継続支援 B 型事業所等の通所系サービス事業所	相談支援事業所等から受入れ・対応の要請があった場合、また、宿泊可能な設備を備えている事業所においては、可能な限り受入れを行う。
・居宅介護事業所 ・移動支援事業所	緊急時においても、在宅生活を継続しながら支援を受けられるよう、相談支援事業所等から受入れ・対応の要請があった場合にヘルパー派遣等を行う。
・短期入所拠点事業所(あんしんネット)	広域連携で在宅の医療的ケアを要する重度障害者の受入れを行う「湘南東部地域拠点事業所配置事業」を実施。

◆緊急時の受入れ・対応機能に対する本市の考え方

本市においては、24時間365日対応に必要な場所と人的資源の確保が体制構築へ向けた課題である。令和3年度から、介護者の病気・死亡等による不在等の緊急時に短期入所事業所へ依頼し、緊急一時保護を実施している。今後は、緊急時に特化した事業所での受入れ対応だけでなく、必要に応じて本人が普段から利用している通所先、居宅サービス事業所や移動支援事業所と連携し、在宅生活を継続しながら緊急時支援が行えるような体制づくりを目指す。また、通所施設における宿泊も視野に入れた一時受入れ先の確保についても検討する。

(3)体験の機会・場

○地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する。

◆「体験の機会・場」機能を担う主な機関とその役割

機関名	役割
<ul style="list-style-type: none"> ・指定特定相談支援事業所 ・地域移行支援事業所 	病院、施設からの地域移行や親元から自立したい旨の相談があった場合、必要に応じてグループホーム等の障害福祉サービスの体験利用の調整を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター 	長期入院・施設入所中、学校卒業見込の人、離職者の地域移行に向けた体験入所を行う。また、新たにグループホーム、一般物件等での自立生活を目指す人の希望に基づき、指導員の指導の下、少人数による宿泊訓練を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・日中活動系サービス事業所 ・短期入所事業所 ・共同生活援助事業所 ・自立訓練事業所 	相談支援事業所等から体験利用の要請があった場合、可能な限り受入れを行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・委託相談支援事業所 	住宅入居等支援事業の実施により、新たに一人暮らしを始める人や転居する人等の支援を行う。

◆体験の機会・場機能に対する本市の考え方

緊急時やその後の生活を想定し、既存のグループホームや地域活動支援センター(地活センター)での体験の機会の拡充を目指す。このため、これら事業所が障害当事者の利用体験を円滑に受け入れられるよう、各事業所への理解普及啓発を積極的に図るとともに、必要な人員配置、施設整備に係る費用面を支援する仕組みの構築と、その十分な周知、活用を図る。また、引き続きグループホームの設置費、運営費の補助を実施していく。

(4) 専門的人材の確保・育成

○医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行う。

◆「専門的人材の確保・育成」機能を担う主な機関とその役割

機関名	役割
・基幹相談支援センター	相談支援事業所連絡会等で行う事例検討や研修会を通して、専門的な対応ができる人材育成を行う。
・委託相談支援事業所	基幹相談支援センターが実施する人材育成研修等への協力及び補助を行う。
・地域活動支援センター	専門職(看護職員)の配置、発達障害者及び高次脳機能障害者の受入れ、重度障害者及び重度重複障害者の受入れを行う。
・各サービス提供事業所	重度障害者及び重度重複障害者の受入れを行う。また、共生型サービスの提供等により、幅広い障害者の受入れを行う。
・市窓口	市の窓口(障害福祉課、発達支援室、市民健康課)に専門職を配置し、障害のある人それぞれに応じた適切な支援を行う。

◆専門的人材の確保・育成機能に対する本市の考え方

8050 問題への対応や医療的ケアの必要な障害児者への支援に資するよう、基幹相談支援センター及び各事業所連絡会と共に事業者等を対象とした障害理解を目的とした研修会等を開催し、専門的人材の育成やスキルの向上を目指す。

また、市の窓口(障害福祉課、発達支援室、市民健康課)に専門職を配置し、障害のある人それぞれに応じた適切な支援を行う。

さらに、県の実施する相談支援専門員初任者研修、主任相談専門員研修等の市内事業所職員の受講促進や、新規で設置を検討している事業所への医療的ケア児者受入れのできる人員配置の協力依頼を行うなど、専門的な支援ができる事業所等の拡大に努める。

(5)地域の体制づくり

○基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。

◆「地域の体制づくり」機能を担う主な機関とその役割

機関名	役割
・基幹相談支援センター	相談支援事業所連絡会や各種研修、障害者支援協議会において、必要に応じて他分野にも参加を依頼、または地域の他分野の会議等へ参加し、連携を図ることでネットワークを構築する。
・委託相談支援事業所 ・指定特定相談支援事業所	相談支援事業所連絡会等や障害者支援協議会へ対して事例を提供し、課題検討を通して地域課題の解決へ向けて情報共有を行う。計画相談支援においては、他分野と連携し、総合的な支援プランを作成する。
・地域活動支援センター	地域の行事への参加やボランティアの受入れ、イベントへの地域の方々の招待等を通して、地域との交流に取り組む。

◆地域の体制づくり機能に対する本市の考え方

鎌倉市障害者支援協議会における協議や地域活動を活用するほか、相談支援事業所連絡会をはじめとする市内各事業所連絡会等や医療機関、教育機関、地域包括支援センター、生活困窮者支援事業所等の他機関と連携し、8050問題や複合化・複雑化した世帯への支援を念頭に、多機関にまたがる連携の促進を図る。

また、アウトリーチ事業、シミュレーション共有等、関係機関との連携の仕組みづくりに努め、重層的支援体制整備事業との連携を図りながら、機能整備に取り組む。

4 各機能の登録制度について

本市では、既存のあらゆる社会資源を有機的につなぎ、地域生活支援拠点等を面的に整備することで、障害のある方を地域全体で支える体制の構築を目標に掲げている。

上記に挙げた地域生活支援拠点等の5つの機能のうち、それぞれの拠点等の機能を担おうとする事業者が地域生活支援拠点等の機能を担う旨を運営規程に規定し、本市へ登録申請を行い、必要な際にそれぞれの機能を担い、事業を実施することを目指す。

5 事業の検証及び検討

鎌倉市障害者支援協議会において、事業の進捗状況の確認や振り返りを行い、機能の検証及び検討を年1回以上継続的に実施する。これまで地域生活支援拠点等の整備に関しては、鎌倉市障害者支援協議会のなかの地域生活支援部会(令和2年度及び3年度においては、「地域生活支援拠点」検討部会)において協議を行ってきたが、今後も地域生活支援部会で扱う取組課題のひとつとして、事業についての協議を進めることとする。

令和3年度（2021年度） 鎌倉市障害者支援協議会
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム検討部会 活動状況について（報告）

	取組目標	取組概要	今後の方針等
取組 1	人的資源の活用について		
	ア 民生委員への働きかけや 民生委員との協働に取り組んでいく	2021年7月27日（火）、民生委員児童委員協議会福祉部会において、当部会活動や関係機関の連携等の説明を実施	民生委員から障害福祉分野に関する研修会要望の声が寄せられており、来年度の開催に向け、関係機関と調整を図る
	イ メンタルホスピタルかまくら山「地域移行支援プログラム」でのピアサポーターの一層の活躍と部会との連携を目指す	2022年2月8日（火）、メンタルホスピタルかまくら山の入院患者と職員を対象に、ピアサポーターを講師に招いて退院支援プログラム研修会を開催（オンライン）	当事者からの好意的な反応もあり、今後も同様の活動ができないか、検討する
取組 2	当事者や家族の情報取得課題について		
	特になし	「精神保健福祉情報ガイド☆かまくら」更新の際に、関係機関のホームページアドレスを二次元バーコードで表示し、簡単に情報取得できるよう改善	今後の取り組みについては、来年度、検討する
取組 3	支援者支援について		
	「精神保健福祉情報ガイド☆かまくら」を更新する	新規医療機関を訪問し資源情報としてガイドに追加したほか、既存情報の更新を実施。 2022年3月に更新作業を終了、発行した。	訪問した新規医療機関：みやじこころクリニック、大船榎本クリニック、恩田クリニック 鎌倉保健福祉事務所と意見交換したフロー図のあり方については、次年度も引き続き検討する
	その他	2022年1月21日（金）、鎌倉市障害福祉サービス居宅介護事業者連絡会と協働し、ヘルパー向け研修会を開催（オンライン）	ヘルパー向け精神障害理解啓発研修会等の取組は、鎌倉保健福祉事務所、鎌倉市障害福祉サービス居宅介護事業者連絡会の協力を得ながら、来年度以降も実施を目指す

令和3年度（2021年度） 鎌倉市障害者支援協議会
 (仮) こどもを中心にした福祉と教育の連携部会 活動状況について

(注：以下、鎌倉市障害者支援協議会については「協議会」と、当部会については「部会」と表記します)

1. 令和3年度（2021年度）の活動内容について

日付	活動名	概要
令和4年 (2022年) 1月28日(金)	「教育相談コーディネーター連絡会」参加	○令和元年度(2019年度)、令和2年度(2020年度)に引き続き、市内公立小・中学校の教育相談コーディネーターが集う「教育相談コーディネーター連絡会」に参加した。 今回は、「地域でつながる相談支援」と題し、福祉制度や障害福祉サービスの適切な利用方法、相談支援等について、市内公立小・中学校の教育相談コーディネーターを対象に説明を行った。(新型コロナウイルス感染症まん延により、オンライン配信で実施)
令和3年(2021年)～令和4年(2022年) 7月1日、 9月16日、 11月25日、 1月20日	次年度からの部会活動に向けた打ち合わせ実施	次年度からの部会活動に向け、計4回の打ち合わせを実施した。 主な検討課題等は以下のとおり： 7月1日：検討課題分析 9月16日：検討課題分析、協議案検討 11月25日：協議案検討、委員候補検討 1月20日：全体会報告案の検討

2. 令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）にかけての活動内容について

令和元年度（2019年度）まで開催していた「こども支援部会」での取り組みを引き継ぎ、令和2年度（2020年度）と令和3年度（2021年度）の2ヶ年度に渡って「教育相談コーディネーター連絡会」に参加した。

連絡会では、コーディネーターに対し障害福祉制度や相談支援について説明するなど、相互理解と連携の促進を図る取組を実施した。

3. 令和4年度（2022年度）からの部会活動について

令和元年度（2019年度）までの「こども支援部会」で協議されていた点も踏まえ、上記2のとおり課題の整理、検討事項の整理を行ってきたことを踏まえ、来年度以降の部会活動について、以下の方向として開催したい：

【名称】

「こども応援部会」としてはどうか

【目的】

- 1 障害のある子が福祉サービスに偏った生活にとどまらず、地域でのびのび暮らし、大人に向けて成長していける地域環境づくり
- 2 障害のある子を育てる保護者が、地域で安心して育て、自信をもって子どもの自立と将

来像を描いていけるサポートネットワークづくり

【取り組むテーマ案】

1 「障害のある子を地域全体で見守る地域づくりの普及啓発アプローチ」

- 発達支援ハンドブック（鎌倉市発達支援室発行）の普及活動
- 福祉教育へのアプローチの検討
- 地域の啓発活動との連携

2 「児童期・学齢期の経験支援（移動の重要性）」

- 教育関係や児童通所事業所の連絡会等との、事例検討会実施

3 「教育との連携」（検討の継続）

- 市内公立小中学校教職員教員向け研修の場（コーディネーター連絡会等）での学習会等の実施

【委員構成案】

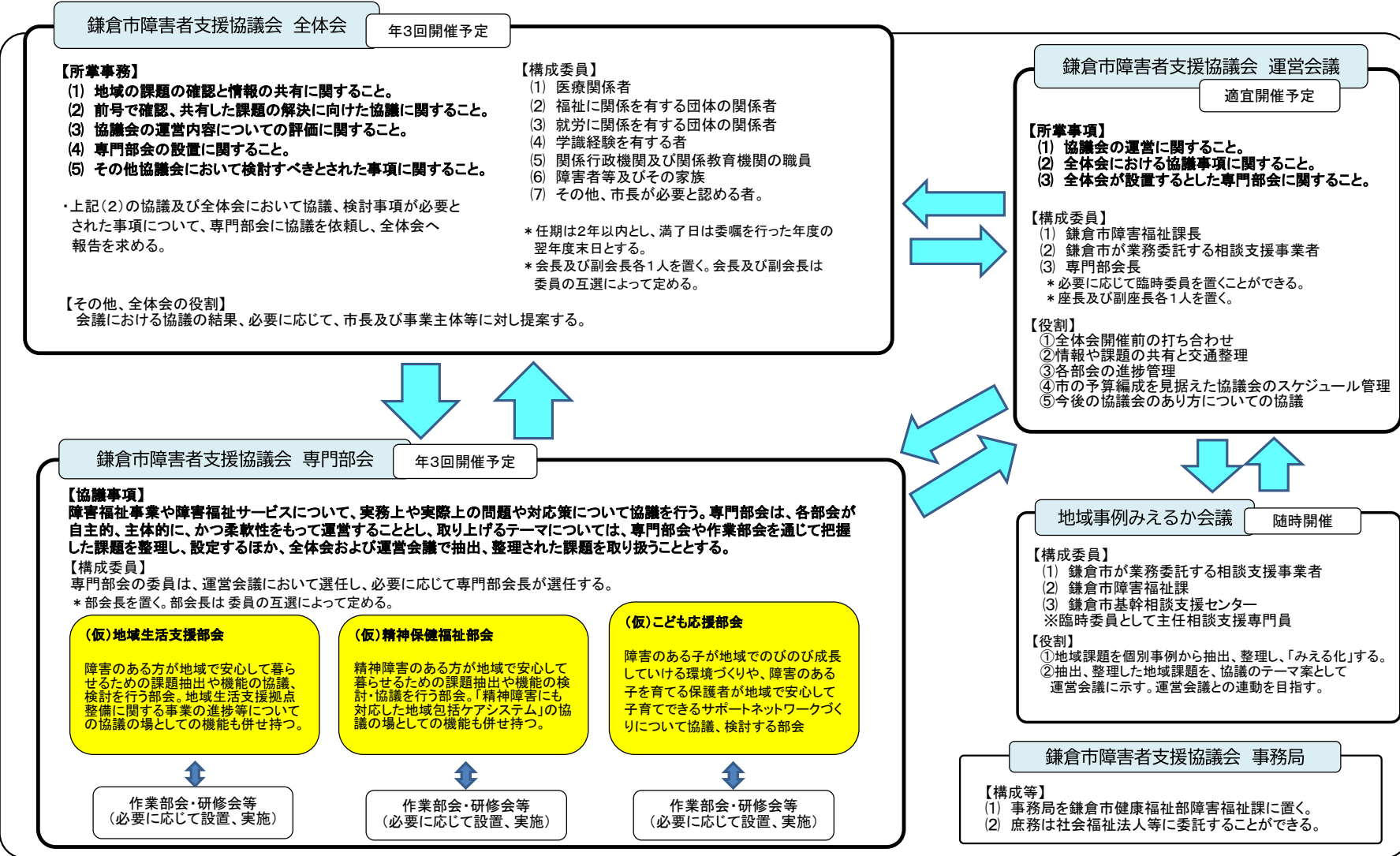
- ・鎌倉市発達支援室職員（室長）
- ・児童発達支援センター職員（園長）
- ・相談支援専門員（児童期、成人期両方のケースに携わる方）
- ・鎌倉市教育委員会職員（教育指導課職員、鎌倉市教育センター職員等）
- ・学識経験者
- ・市民ないし市内活動団体等の代表

以上

取組 4	分野横断的な連携について	
	<p>地域にある交流の場での、当事者と地域住民との交流の機会を模索する</p>	<p>地域交流の場での当事者理解の機会の開催に向け、市内地域交流の場を訪問（6月29日、「さっちゃんち」、10月27日、「Folk Koshigoe」（フォーク腰越））。</p> <p>「さっちゃんち」から、包括支援センター主催のサロンと協働で精神障害者理解を目的とした研修会開催の打診があったが、予定が合わず実施を見送り。</p> <p>「さっちゃんち」での精神障害理解啓発の活動は、来年度の実施を目指す。</p> <p>同所を活用した地域で過ごせる場の開発については、その他の場所も含めて来年度以降も模索していく。</p>

～ 鎌倉市障害者基本計画の将来目標 ～
 障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち

鎌倉市障害者支援協議会
 「障害者の地域での生活を支援するため、課題等を把握し、施策への反映や支援体制の整備等、課題解決に資する必要な事項を協議する」



2022年度 鎌倉市障害者支援協議会 関係図(案)

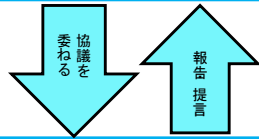
～ 鎌倉市障害者福祉計画の基本理念 ～
 障害のある人も障害のない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して
 地域で暮らせるまち

【目的】障害者の地域での生活を支援するため、課題を把握し、その解消に向けて施策への反映等、課題解決のための支援体制整備に関する事項を協議する。

鎌倉市障害者支援協議会

全体会

- ・専門部会からの報告・提言内容の評価、検討と、承認に基づく市への意見
- ・協議会の運営内容についての評価



専門部会 (実質協議の場)

- ・主たるテーマごとに課題対応策、方針を決定し、全体会に報告

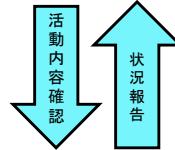
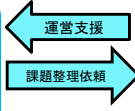
(仮)地域生活支援部会

(仮)精神保健福祉部会

(仮)こども応援部会

運営会議

(議題調整等)
(協議会のエンジン)



地域事例みえるか会議

(課題把握・整理等)

プロジェクトチーム

地域交流活動

事務局
 (鎌倉市障害者福祉課 鎌倉市基幹相談支援センター)

鎌倉市関係課(例: 地域共生課、発達支援室、市民健康課、高齢者いきいき課、生活福祉課、総合防災課、地域のつながり推進課)
 鎌倉市教育委員会(教育指導課)

関係団体
 (障害サービス、高齢福祉、地域福祉、教育、児童支援、就労、当事者、医療分野等)

協議会に課題を提起し、協議会からは協議内容についてフィードバック(報告)を受ける

横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会

神奈川県自立支援協議会

【上位計画】
 鎌倉市総合計画

将来目標の1つ:
 「健やかで心豊かに暮らせるまち」

鎌倉市障害者福祉計画(鎌倉市障害者基本計画、鎌倉市障害福祉サービス計画)

鎌倉市障害者福祉計画推進委員会(外部会議)

鎌倉市障害者福祉計画推進会議(庁内会議)

「障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない」。(障害者総合支援法第88条第9項) 施策に関する情報交換、意見交換、調査研究などにより、連携して計画の地域における総合的な推進を図る。

基本にして策定

【上位計画】

障害者基本計画(国策定)

基本にして策定

かながわ障がい者計画(県策定)

令和4年度(2022年度)～令和5年度(2023年度)鎌倉市障害者支援協議会
協議会における協議期間の考え方について(案)

資料5-2

大項目	小項目	2022年度												2023年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
障害者支援協議会事業	全体会開催日程(目安)				○					○				○		○								○	
	協議の流れ				課題把握・協議案検討				協議・検討・研修会等(計4回)								活動総括・次期議題等検								
	専門部会開催日程(目安)				○				○					○			○					○		○	
	協議の流れ				議題検討				協議・個別活動・ワーキング等(計4回)								活動総括								
障害福祉(参考)計画事業	鎌倉市障害者基本計画	第3期計画(2018年度～2023年度)																							
	鎌倉市障害福祉サービス計画 鎌倉市障害児福祉計画	第6期障害福祉サービス計画・第2期障害児福祉計画(2021年度～2023年度)																							
	鎌倉市障害者福祉計画推進委員会	(協議等)																							

令和3年度（2021年度）地域事例みえるか会議 活動報告

2020年度（令和2年度）から鎌倉市障害者支援協議会（以下、協議会という）に位置付けた地域事例みえるか会議では、相談支援を通じて個別事例から課題を抽出し、地域課題に昇華することを目的に、2020年度は計7回（前身会議を含む）、2021年度は計4回の会議を開催した。

2020年度 「鎌倉市の『包括的相談支援体制』をどのようにしたら円滑に実施できるか」の検討「(1) ワンストップ相談、(2) つなぐ・つながれる、(3) 分野横断的支援」について、国の動向や鎌倉市の取り組みの方向性を確認しながら、多分野の相談支援機関で活発な議論を行った。その結果として、鎌倉市で包括的相談支援がうまくいくための取り組みのヒントを以下のようにまとめた。（別紙資料・2020年度第2回全体会資料4-1参照）

<鎌倉市で包括的相談支援がうまくいくための取り組みヒント>

～多分野相談支援機関による現場事例に基づいたディスカッションから得ました～

- ① つなぐ・つながれるときの鎌倉地域ルールを作る
- ② 互いの機関をきちんと知り合う・学び合う
- ③ つなぎ終わっても必要に応じ伴走する
- ④ 相談窓口が困ったときに“相談”できる環境・体制をつくる



2021年度 前年度の議論をふまえ、主に以下3点について取り組んだ

1. つなぐ・つながれるときに使えるツールの検討

○検討のきっかけ

- ・当事者本人の支援には問題なく、家族（世帯）の相談支援をしていることがある。個人だけでなく世帯を包括的に見てアセスメントできるツールを作れないか？
- ・市の各課窓口などで、専門職でなくても一定の聴き取りができるようなツールを作れないか？

○取組結果

ツール作成作業は難航。協議を重ねた結果、仮作成したものを相談支援の現場で試し、今後の活用を模索することとなった。また、当時、鎌倉市の重層的・包括的な相談支援体制において相談導入時の聞き取りツールを作成するという話があったことから、この動きとの連動も視野に入れていく方針とした。

<ツール作りが難航した理由>

- ・同じ障害分野でも、障害種別が違くとアセスメントする項目に違いが出るため、多分野で統一した内容を作りにくい（例：精神科医療関連など精神障害分野特有の項目）

- ・ツールに使う言葉の定義が難しい(例:人により価値観が違うことから解釈が異なる)
- ・アセスメントを深めようとする、内容が専門的になりすぎてしまったり、詳細になりすぎて使用の際の負担感が生じてしまったりするなどの課題がある

2. 包括的支援に必要な視点の抽出（事例検討を通じて）

◎「子育て」が関連する世帯を包括的に支援するときに必要な視点を持つこと

- ・「世帯全体を支援すること」の重要性

子育て中の家庭を支援する際には、医療、福祉（障害、介護、育児）、教育、就労などの課題を総合的に捉える必要がある。医療ソーシャルワーカー（MSW）、精神保健福祉士（PSW）、相談支援専門員、介護支援専門員、スクールソーシャルワーカー（SSW）、社協コミュニティワーカー等が、既に持っている知恵と工夫を統合させた支援が必要。子育ては子育てだけ、とならないように留意。

- ・児童思春期や家族に向けた早期介入の意義

学齢期の早期介入は、そもそも「精神障害（慢性化）」に至らない予防的アプローチとなるため、従来の障害者（児）のみならず、より広く一般市民も対象とした危機管理、リスク対応（ポピュレーションアプローチ）にも繋がる。

- ・行政機関を含む支援機関が切れ目なく対応できる体制の重要性

年齢や年代などの人生の各時期における支援の課題に対し、市の所管課も含む支援機関が切れ目なく対応できる体制が望ましい。

◎制度の狭間で支援を受けられない当事者がいることに留意すること

- ・身体障害があるが、重度の全身性障害児者でないために移動支援サービスを利用できない
- ・障害により一人では通所が難しい利用者が移動支援事業を利用したくても、鎌倉市では原則として通所支援が認められておらず、支援を受けられないし、代替の支援もない

3. 『libelo かまくら』との意見交換

鎌倉市相談支援包括化推進業務を受託した libero かまくらと意見交換を実施し、libero かまくらが現在携わる支援の状況の共有を通して、以下のような理解が深まった

- ▶複合化・複雑化した事例では障害分野との関連が非常に深いことが示唆されている。
- ▶重層的支援が必要な事例において、本人同意を得ることは容易ではなく、支援スキルや、連携や関わりにおける工夫が非常に求められる。引き続き、本人の同意を得られない状況下での支援や連携の工夫についての議論が必要。
- ▶支援チームに新たに支援者が加わる時は、互いに配慮や工夫が必要。
- ▶libero かまくらに集まる事例の分析は、鎌倉市の地域課題の分析になる。
- ▶「重層的課題のある事例における支援者支援」として今求められているのは、本人や家族への直接対面を前提とした、共に現場に足を運び、共に見立て、共に悩み模索し続ける支援である。

令和2年度、令和3年度 協議会全体会での検討概要

協議の経緯	行政等の動き
<p>1 令和2年度全体会（第1回、第2回）、令和3年度第1回全体会</p> <p>令和2年度より設けた「地域事例みえるか会議」からの提案の検討 包括的支援体制を検討していく。ポイントは以下の3点。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ相談 ・「つなぐ・つながれる」 ・分野的横断支援 <p>委員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「児童」「高齢」「障害」「困窮」がバラバラに相談を受けるのではなく、まずは全部受け止め、次に「どうやってつなげていくか」が肝要。 ・ 障害の有無ではなく世帯として支援していく必要がある ・ 「相談した人をどう受け止めて支援につなげるか」 ・ 「相談機関がそこにあるので相談ください」では「つないだ」にはならない。 ・ 「障害分野」「高齢分野」「困窮世帯」で同じ方向を見てつなぐという共通認識を持ちたい。 	<p>鎌倉市地域共生課 「令和3年度から包括的支援体制推進事業を実施予定」</p>
<p>2 令和3年度第2回全体会</p> <p>委員への「意見照会」の実施</p> <p>目的：障害分野の関係機関の連携促進のため、お互いの活動内容、役割を理解する</p> <p>委員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの分野を知らないときちんとつなぐことができない。 <p>（意見照会の回答概要は別紙を参照）</p>	<p>鎌倉市地域共生課 「包括的支援体制推進事業」公募</p>
<p>3 令和3年度第3回全体会</p> <p>重層的支援体制整備事業との連携の模索</p> <p>委員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Liberoかまくらへの期待 ・ チームとして対応することの必要性。そこにLiberoかまくらも入っていく。 ・ 庁内各課も専門機関に任せるのではなく、専門機関と一緒に対応してほしい ・ この事業は匿名性に配慮しながら課題を共有していくという大きなチャレンジ 	<p>Liberoかまくら （鎌倉市社会福祉協議会） 「包括的支援体制推進事業」受託、事業開始</p>

鎌倉市障害者支援協議会全体会で実施した意見照会とその回答（抜粋）について

令和2年度（2020年度）鎌倉市障害者支援協議会第2回全体会において、鎌倉市地域共生課から「重層的支援体制」、「包括的相談支援体制」について説明および資料提供があった。

これら事業では、市内の障害、子育て、高齢、生活困窮そのほか、市民の身近な生活に関わる相談について、各機関が適切に受け止め、あるいはつなぐことを求められている一方、当協議会では、特に障害分野としての関係機関での相談支援体制の整備や各機関間の連携強化について検討していくこととしていたが、連携するお互いの取り組みについて具体的にはわからないこともあった。

このことから、全体会で協議するに当たり、各組織に期待する役割について、各委員の現時点での認識やお考えについて意見をお聞きした。

回答いただいた意見は令和3年度（2021年度）第2回全体会で共有したが、そのうち、特に以下の2項目の回答について、意見交換を行った。

- ・ 1. 「重層的支援体制」、「包括的相談支援体制」の整備に向けて
 - （1）あなたの支援内容について
 - ③「手助けしたくてもできない」といったジレンマを抱えるようなエピソード
- （*便宜的に割り振ったコード（協議会での通称）：X3）

- ・ 2. 令和3年度（2021年度）の協議会での検討事項について
 - 「関係機関との連携」について、今、実際に抱えている、あるいは感じている課題について
- （*便宜的に割り振ったコード（協議会での通称）：X10）

上記2項目の回答（一部抜粋）は、次ページ以降のとおり。

【以下、回答からの意見抜粋】

1. 「重層的支援体制」、「包括的相談支援体制」の整備に向けて

(1) あなたの支援内容について

- ③「手助けしたくてもできない」といったジレンマを抱えるようなエピソード
(通称：X3)

【意見概要】

- ・被害妄想等と訴え身体的にも介入が必要な高齢者で生活は概ね自立していて、介入を拒否されている方（近隣家族は困っていることも多い）。
- ・子どもやご家族が、所属先で困っていても、所属先のスタッフに改善策の提案を受け入れるニーズがない場合。支援会議を開いたり、ご家族を通して対応策を伝えたりすることができない場合には、困っている状況を変えることができず、ジレンマを感じる。
- ・生活保護受給の世帯で、施設を休むことが多くなった利用者の支援について、家庭環境の変化が影響していると思い、家族から聴き取りを行ったが、家族からの話だけでは実態が把握できなかったことがある。当事者は当施設以外のサービス機関とはつながっていなかったため、援護機関（他市の障害福祉担当）に照会したが、障害福祉と生活福祉担当課による情報共有がされておらず、実態把握に手続きを要した。
- ・当事者本人が支援を必要と感じてない場合で支援を拒否される場合。当事者の家族（子ども、親、兄弟姉妹など）に支援が必要だと思われる場合で、当事者がその支援を希望しない場合。
- ・ゴミ屋敷を衛生面から解決しなければ訪問介護が定期的に入ることができない状況で、清掃業者を入れるだけの経済的に余裕がない。
- ・80歳を超える高齢で認知症状があり、耳の遠いひとり暮らしの方が在宅での生活を送るなかで、自分でタクシーを呼んで外出されるため行動が読めない。夜になっても家に明かりがつかないなど近隣から心配の連絡など入るが、当然のことながら24時間見ていることができない。
- ・8050世帯など、支援が必要で関係機関につなぐが、継続的な支援につながらず、訪問した際など、ジレンマを抱える。制度のはざままで、支援が必要な状態と把握していても継続的な関わりができない。
- ・障害を持つ本人が周囲の支援の手を全て拒否するため、事態が進展しない。（約10年間進展なしこともあった）
- ・経済的に余裕があり「生活困窮者」に該当しないが関係の貧困等、貧困状態にはある方。
- ・経済的な理由や、ご本人やご家族の成年後見制度に対する誤解、無理解から、申立てに至らずに、後見制度利用につながらないことがある。
- ・経済的状況により退学に至った学生。
- ・他人の支援を受けたくない、孤立した方への介入は難しく、工夫が必要。
- ・家族がらみの事案は安易に踏み込めない。
- ・市営住宅2階に住む視覚障害者が入院した際に、家族からどこか転居先はないか、と相談をもらったことがあったが、住宅問題は対応が難しかった。

- ・自分が仕事の際は、他の利用者が困っているのを見つけても声をかけられないことがある。他者が出す音や大きな音が苦手な利用者が、それらに反応して大声をあげていたことがあったが、どう対応すればよいかわからないことがあった。
- ・病院で退院後の生活について話すが、入院患者それぞれの事情で退院できない理由があるときに、踏み込んだ支援ができない。個別支援の可能性を模索している。まだ実施できていない。
- ・家族会での講話の際、ひきこもりの当事者への支援が困難。家族も困っているが相談先を伝えることしかできない。

2. 令和3年度（2021年度）の協議会での検討事項について

「関係機関との連携」について、今、実際に抱えている、あるいは感じている課題について
(通称：X10)

【意見概要】

- ・支援機関同士が日常的につながっていれば、課題解決への取組みも早いと思うが、普段関わりの少ない機関もある中、重層的支援体制における相談窓口の役割は大きなものになると感じている。
- ・コロナ禍により、私が所属する施設部会でも、これまでのような会合が開催できておらず、意見交換が行えていないことが現状の課題。複数機関が関わるケースについては、情報共有がカギとなるので、「MCS」のような情報共有ツールを活用する等の仕組みづくりができると良い。
- ・複数課題のある対象者に対し、複数支援機関が関係した際、課題や目標などの共通理解がないと支援方針が定まらず、対象者の不利益となる場合がある。

複数課題もしくは世帯で課題を抱えている対象者に対し、支援全体をマネジメントする人がいないと情報共有や支援がうまくいかない場合がある。

- ・鎌倉の場合、関係機関の連携は各分野が積極的な取組みがなされていて、とても進んでいるのではないかと感じている。

さらに関係機関の連携が拡充するためには、分野を超えて気軽に連絡が取りあえたり情報共有ができる関係や仕組みが構築されていければもっと良くなると思う。

- ・多機関で関わる際に、どこがイニシアチブをとるか。アウトリーチをする機関が少ない。
- ・かけ声だけでは問題解決しない。行政が本気で取り組んでほしいという意見があった。
- ・行政の動きがにぶすぎる。「やれているからいい」事にしてほっかむりしていて貰っては困る。チームにひきづり込む必要を強く感じる。
- ・後見人として、どこに相談して、どこと協力していくべきかについて、もっと勉強する必要があると感じている。各関係機関に対してどのような支援を求めることができるのか、具体的理解ができる場を設けるなどして、理解を深められていく必要があるがどのような支援をされているのか、研修などを通じて理解を深めていく必要があると感じている。

一方で、相談した方が、すでに多くの案件を抱えて、とても苦勞されている様子も見られる。どう各関係機関の支援体制を充実させていくかも重要かと思う。

- ・様々な課題が絡み合ったケースの支援の場合、カンファレンスを実施して、状況把握と次の対応

方針を立てる。この時、各機関がのりしろをもって関わらないと、制度と制度、支援者間の隙間ができる。それぞれ持ち出しが必要であることを理解できるよう、職員のスキルアップと所属長の理解が必要だと感じている。包括的に支援していくこと、縦割りの関わりではない対応を推進されることに期待している。

- ・聴覚障害の方との連携は難しい。

当事者団体につながらない当事者、当事者家族と当事者団体とのつながり。当事者家族が、本人にとってどこまで必要と感じているか。「余計な情報を本人に教えないで」という家族もいる。「他の所に支援を求めてよい」ということを、家族にどう理解してもらえるか。本人への誘導方法とか介助方法とか、本人を含めた家族支援が必要。家族にも障害に対する理解不足があるのではと感じている。

行政の所管違いでの連携の難しさ。

- ・親との会話が一番大事だが、そこをしていない当事者が多い。親、すなわち一番身近な支援者とよく話をすることが大事。
- ・入院している当事者が退院して地域に出る際に各機関との連携が必要に感じる。ピアサポーターにできることは地域での暮らし方の例を伝えること。個別に支援する方法も現在検討中。病院や市役所、各機関と情報交換をしないと地域移行定着が進まない。
- ・関係機関との連携」の前に関係機関の情報共有が不可欠ですが、これが出来ていないと思う。個人情報保護は「言い訳」に過ぎないと思う。

令和 4 年度（2022 年度）専門部会での取り組みテーマ（予定）案

1 （仮）地域生活支援部会

(1) 「鎌倉市地域生活支援拠点整備指針」の具体化

- ① 「①相談（支援体制）」機能の具体化について
- ② 「②緊急時の受け入れ・対応」機能の具体化について

(2) （仮）「緊急時あんしんカード」の活用について

- 「鎌倉市地域生活支援拠点整備指針」の具体化の中での活用を目指す

2 （仮）精神保健福祉部会

(1) 「4つの課題」への取組の継続

① 人的資源の活用について

○ 民生委員・児童委員協議会から障害福祉分野に関する研修会要望の声が寄せられており、開催を目指す。

○ 昨年度実施したピアサポーターと部会との連携活動について、当事者からの好意的な反応もあり、今年度も同様の活動ができないか、検討する

② 当事者や家族の情報取得課題について

今年度の協議会の中で取り組みを検討していく。

③ 支援者支援について

○ 昨年度更新した「精神保健福祉情報ガイド☆かまくら」のうち、鎌倉保健福祉事務所と意見交換したフロー図のあり方については、次年度も引き続き検討する

○ ヘルパー向け精神障害理解啓発研修会等の取組は、鎌倉保健福祉事務所、鎌倉市障害福祉サービス居宅介護事業者連絡会の協力を得ながら、今年度以降も実施を目指す

④ 分野横断的な連携について

○ 「さっちゃんち」での精神障害理解啓発の活動は、今年度の実施を目指す。同所を活用した地域で過ごせる場の開発については、その他の場所も含めて今年度以降も模索していく。

3 （仮）こども応援部会

(1) 「障害のある子を地域全体で見守る地域づくりの普及啓発アプローチ」

- ① 発達支援ハンドブック（鎌倉市発達支援室発行）の普及活動
- ② 福祉教育へのアプローチの検討
- ③ 地域の啓発活動との連携

(2) 「児童期・学齢期の経験支援（移動の重要性）」

○ 教育関係や児童通所事業所の連絡会等との、事例検討会実施

(3) 「教育との連携」（検討の継続）

○ 市内公立小中学校教職員教員向け研修の場（コーディネーター連絡会等）での学習会等の実施

2022 年度 鎌倉市障害者支援協議会 (仮) 地域生活支援部会地域交流事業
大船まつり参加<地域生活支援部会つながり隊> 実施報告

1 趣 旨

地域交流会の一環として、大船駅東口の芸術館通り周辺で実施される「大船まつり」に、障害者当事者、支援関係者、ご家族、ボランティア等が参加して、市民との交流や「ともに生きる社会」を目指して、啓発活動を実施する。

2 参加実行部隊 (地域生活支援部会つながり隊)

隊 長 河野 匡孝 (鎌倉市社会福祉協議会)
副隊長 石塚 敏樹 (鎌倉市基幹相談支援センター)
柴田 佳明 (鎌倉市障害福祉課)
石黒 未希 (鎌倉市障害福祉課)
栗田 京子 (鎌倉市基幹相談支援センター)
神奈川県共生推進本部室職員

3 事前協議

(1) 第 16 回大船まつり実施説明会 (主催: 第 16 回大船まつり実行委員会)

・パレード

第 1 回説明会 2022 年 4 月 13 日 (水) 出席者: 石塚

第 2 回説明会 2022 年 5 月 6 日 (金) 出席者: (欠席)

→ 2022 年 5 月 9 日 (月) 石塚出席

・PR ブース

今年度は申し込みをしておらず、ブースは設置せず

(2) 地域生活支援部会つながり隊実行委員会

2022 年 4 月 26 日 (火) 午後 3 時 30 分～午後 4 時 30 分

場所: 鎌倉市福祉センター 地区社協活動室

出席者: 河野、石塚、栗田

4 活動日時

2022 年 5 月 15 日 (日) 午前 9 時 00 分～午前 11 時 00 分

(うち、パレード参加時間 午前 9 時 50 分～10 時 45 分)

5 場 所

鎌倉市大船市街地、詳細は別紙参照

○ パレード 芸術館通り～大船仲通商店街～湘南一番街商店街

6 参加者

総勢 約 45 名

(案)

【内訳】当事者、ご家族、当事者団体員、障害福祉サービス事業所職員、鎌倉市社会福祉協議会会長、鎌倉市健康福祉部長・次長、鎌倉市障害福祉課職員、神奈川県共生本部推進室職員、鎌倉市基幹相談支援センター職員ほか

7 内容

- ・パレード順は全体5番目で、芸術館通り～大船仲通商店街～湘南一番街商店街のコースを、隊列作り啓発アナウンスを行いながら歩いた
- ・先頭に「地域生活支援部会つながり隊」が表記されたプラカードを掲示した
- ・「ともに生きる」の横断幕、のぼり旗2本を掲げて行進した
- ・神奈川県主催のねんりんピックの横断幕を掲げて更新した
- ・参加者は、障害福祉サービス事業所で作成したりボンを身に着けて更新した

8 活動に対する反応等

(1) パレード

- ・行進中、沿道の参加者に手を振るなどした際に、手を振り返してくれるなど、好意的な反応が見られた
- ・沿道から啓発活動を見守る当事者やご家族の姿が見られた
- ・県議会議員から挨拶いただいた

(2) その他

- ・主催者（大船まつり実行委員会）発表の当日の来場者数は、9万人

9 活動状況写真

(1) パレードの様子1



(案)

(2) パレードの様子2



(3) パレード参加者集合写真



【地域事例みえるか会議 鎌倉市の『包括的相談支援体制』がうまくいくヒントを見える化する取組】

1. 協議の経緯（第4回～第7回）

（1）地域事例をもとに、鎌倉市における包括的相談支援体制のあり方について協議（第4回～第7回）

『包括的な相談』って何だろう？

◎3つのキーワードにブレイクダウン

- ①ワンストップ相談
- ②つなぐ・つながれる
- ③分野横断的支援

・自分たちの普段の相談支援を振り返り、視点や考え方、課題や取り組みについてすり合わせをした。

☆できていない点に注目するのではなく、課題と理想のギャップに注目

（2）国の動向や鎌倉市の取組の方向性を確認（第5回・第6回）

- ・地域共生課長を招き、国や他県の取組、鎌倉市の今後の取組の方向性について共有
- ・「みえるかする表」を活用したさらなる協議
- ・事例をもとにディスカッション
- ・地域共生、包括的という観点から「コミュニティワーク」の意義を共有

（3）多分野の相談支援機関で集まりさらなるディスカッション（第7回）

- 【高齢者窓口】地域包括支援センター
 - 【生活困窮者窓口】生活困窮者自立相談支援事業所
 - 【地域住民窓口】鎌倉市社会福祉協議会
- を招き、事例をもとに『包括的相談体制』についてさらなる議論を行った

みえるか会議で 地域事例をもとに多分野みんなで “みえる化” してみました



「みえるか表」を各機関で作成し、普段の相談の課題や大切にしているポイントなどをみえる化

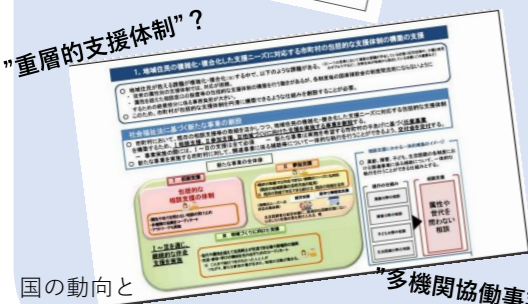
相談支援機関	みえるか表	共有事項
地域包括支援センター	高齢者、障害者、生活困窮者に関する相談	高齢者、障害者、生活困窮者に関する相談
生活困窮者自立相談支援事業所	生活困窮者に関する相談	生活困窮者に関する相談
鎌倉市社会福祉協議会	地域住民に関する相談	地域住民に関する相談

「みえるか表」を各機関で作成し、普段の相談の課題や大切にしているポイントなどをみえる化

事例1：「娘の車いすを作りたい」と9歳の女児の保護者が窓口相談。
⇒「収入要件があるので助成は適用外です。自費の購入になります。」と回答し相談を終了した。
.....本当にこの対応でよかったのか？



“重層的支援体制”？



国の動向と鎌倉市の取組の方向性を確認

“多機関協働事業”？



事例2：地域包括支援センター職員が、ポストの郵便物があふれている家を発見。その家の住民は64歳で、センターとしては相談対象外。あなたならどうする？

各種行政の相談

障害者の相談

生活困窮の相談

事例3：「家賃が払えない」と相談に来た生活困窮者の相談。
⇒相談窓口として、まず、何を話す？
まず、何を尋ねる？

高齢者の相談

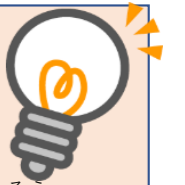
地域（コミュニティ）の相談



2. 鎌倉市で包括的相談支援がうまくいくための取組のヒント

(1)ワンストップ相談

- ・必要な情報を聴き取る力と見立てる力が必要
- ・相手の生活の困り感を想像した声かけをすること
- ・緊急性の判断・世帯全体の把握をすること
 - ×「窓口対象外」、「専門外」の相談だから早くつないで終わろう
 - ×“お金があるから何とかかなるだろう”勝手な想像
 - ×この質問をして答えを聞いたなら責任を負わなくてはならない
 - ×自機関でできることしか話さないでおこう
 - ×家賃がない⇒「住宅確保事業の利用」に直結
 - まず「食料はありますか」と声かけができるか
 - 相手が「相談してよかった」と思える相談を



①相談窓口すべてが、一定の聴き取り・見立ての力をつける

②マニュアルに陥らないことに留意する

(2)つなぐ・つながれる

- ・「つなぐ」が完了するまで見届ける
つなぎ終わっても伴走する、見守る
 - ×たらい回し
 - ×つないだらハイきようなら
- ・つなぎ先の情報を知っておく
- ・つなぐ前につなぎ先と見立てを共有する
- ・“関係性”のバトンを渡す必要な情報を聴き取る

(3)分野横断的支援

- ・共通言語をもつ、イメージを共有する
- ・アウトリーチ手段を効果的に活用する
- ・他分野に学ぶ
- ・“原則”を守るときと外すときがある
- ・強みを活かしあう、フォローしあう
- ・支援対象者が支援を拒否しているときのアプローチ方法
- ・相談を受ける側も相談できる環境や体制を作る
- ・同じ言葉でも他分野では違う意味で使われている場合があるので注意する

- ①つなぐ・つながれるときの鎌倉地域ルールを作る
- ②互いの機関をきちんと知り合う・学び合う
- ③つなぎ終わっても必要に応じ伴走する
- ④相談窓口が困ったときに“相談”できる環境・体制をつくる



	ラファエル会「鎌倉地域支援室」	キャロットサポートセンター	地域生活サポートセンターとらいむ
【傾向】	<p>① 知的障害から二次障害へ。思春期以降に家庭内で他害に至り家庭で抱えきれなくなるも医療・福祉ともに支援困難なケース。</p> <p>② 基幹相談支援センターはじめ、他機関から寄せられる複合的な課題を抱えたケース。(家族全員障害・高齢。障害名不明ゴミ屋敷・関係機関断絶の中関係構築など)</p> <p>③ 児童養護施設を卒業予定で一人暮らし等の支援開始までの助走伴走が必要なケース。</p> <p>④ 身体障害中途障害の方の障害受容・症状固定までの資源不足と制度不適合。関係機関や利用できる資源が少ないことによる相談が例年通りみられる。</p> <p>⑤ コロナ禍で家庭内での居場所がなくなり追い込まれた引きこもり状態の方の相談増。(もしくは在宅ワーク等で課題を目の当たりにするようになった家族からの相談)</p> <p>⑥ 身体障害・若者・高次脳機能障害・介護保険2号保険者・重度知的障害の方の適切な過ごし場の相談。</p> <p>⑦ 関係機関より、「どこにもつなげる先が無いが、この先どこにも繋がっていないのは心配なケース」として紹介され介入するケース増。細く長く慎重につなげる必要性。</p> <p>⑧ 軽微な犯罪・問題行動を繰り返すケース。</p> <p>⑨ 障害が入口だが、ニーズとしては子育て支援がメインの相談・長期的支援依頼。</p>	<p>【委託相談の障害種別】精神は46%、知的は29%、身体は19%、その他重複障害等が6%となっている。計画相談では知的が45%、精神が33%、身体が22%であるため、委託相談では、精神の方の相談の割合が高い傾向にある。</p> <p>【支援方法】電話等が約80%を占めており、月平均115件。訪問や来所、同行や個別支援会議などは月平均15件となっており、委託相談が日々の業務で占める割合は1/3程度と、比較的支援頻度も高い。</p> <p>【相談内容】障害者枠で就労をしている方の相談(仕事、生活、親なき後の不安など)、セルフプランで福祉サービスを利用している方の相談、計画相談終了後の相談(市外もあり)、介護保険に移行後の本人・家族の相談、匿名による相談(本人・家族・関係機関)、他市(県)から鎌倉に転入する際の相談、在宅での生活から社会との接点に不安を感じている方との定期的な面談や相談、既存のサービスを利用するのが難しい方の相談や医療、資源等の調整、計画で関わっている方の家族からの相談など、多岐に渡っているため、その都度お話をうかがいながら一緒に対応を検討している。</p>	<p>令和2年度は、重点取組事項のひとつとして、ライフステージに応じた相談支援を意識したため、この度は年度新規相談を中心に年代別に以下記載。</p> <p>10代)行政や医療機関からの紹介が主。10代前半は思春期特有の症状出現の不安定さがあり診断も確定しにくい。家族との関係性がケースに与える影響が大きい。福祉サービス利用につながりにくく、集団プログラムにも適応しにくい。普段の知人関係には、オンラインを通じた“顔の見えない”人間関係も多く含まれていることが多い。</p> <p>20代)行政、家族からの紹介が主。社会経験にまだ乏しく将来イメージが画一的になりがち。幼少期の被虐や愛着といった生育的課題の只中にあり、社会や人との関わりがうまく持てず苦悩していることが多い。</p> <p>30・40代)行政、医療機関、広報からの紹介が主。長らくひきこもりや長期入院されていた方も散見され、子育て世代も多い。</p> <p>65歳以上)地域包括支援センターからの紹介が主。介護度が低く、介護保険サービス非該当、もしくはなじみにくい方。</p>
【課題】	<p>① 十分な環境調整できるほどサポート体制や資源がない中ですでに二次障害を起している場合、精神科医療の協力も要するが知的障害者の精神科入院はハードルが高い上、適切な処方に至れるような的確な見立てを医療福祉連携のもとする必要はあるが、医療機関によって判断や温度差がある。受け入れ施設も日替わり利用となりがち。</p> <p>② 少ない情報と関係している機関が少ない中、手探りで関係構築しながら主訴と課題の整理を行うと制度の狭間であることが多い中、個別かつ直接支援と並行してネットワークを構築していく事に、多大な労力とスキルを必要としている。</p> <p>③ 成人未満でありながら児童措置からも外れる狭間の年齢で契約行為を進める必要があり、さらに身寄り(保証人)がない、児童相談所援護市も様々であり18歳で終了、法律や規則・社会のルールを理解することも未熟な中で住まいの選択・契約・就労などについて決断を迫られる現実。あまりに守るすべがなく、卒業時に出会った支援者や単立った養護施設のスキルや労力に依存しており、法的に守られていない。</p> <p>④ 身体障害中途障害の方の手帳取得や症状固定・重度化するまで生活を支える制度や資源が乏しい。</p> <p>⑤ 引きこもっている状態にある方の支援は医療との連携も困難な場合があり、代理受診による処方や未受診がみられる。本人との関係構築や焦る家族とのすり合わせに時間と労力とスキルを要する。医療機関や行政等の協力体制には差があり、理解協力を得られないことも。</p> <p style="text-align: right;">【次ページへ続く】</p>	<p>① 障害者枠で就労をしている方の相談先:家族の高齢化や病気等により、親なき後の財産整理や後見人、生活の不安などあり。平日は仕事をしているため、必要に応じて、時間外の相談や、土日祭日の訪問や面談等の対応を行っている。</p> <p>② セルフプランで福祉サービスを利用している方の相談:委託で関わっている方がセルフプランを希望される場合は、状況を把握することができているが、本人や家族がよく分からないまま、セルフプランを作成してサービスを開始した場合、後に「相談できるところが欲しい」と希望されることも増えてきている。</p> <p>③ 障害福祉サービスを利用するのが難しい方の相談:身体の方は特に、通所や居宅身体介護での対応が難しく、訪問入浴や訪問看護、訪問リハビリといった医療機関とのつながりで生活を維持している方もいる。そのため委託で対応をせざるを得ない状況。また、金銭管理や長時間の通院同行(診察同席)、物件探しや引っ越し作業(部屋の片づけ)、遠方への買物代行、様々な手続き書類の代筆・代行なども変わらず委託で対応している。</p> <p>④ 計画で関わっている方の家族からの相談:夫や妻、親や子ども、兄弟姉妹の相談など、世帯全体の相談に関わる機会も増えている。相談員ひとりの力では、どうしようもない状況が多いため、その都度、協力して頂けそうな機関に相談しているが、経験や知識、情報の不十分さから、対応できていないことも多い。</p>	<p>10代)関わる支援機関の全体像が見えにくい。チーム支援の質が精神科医療と児童相談所のリーダーシップに左右されやすい。使える社会資源が少なく、安心して過ごせる居場所が見つかりにくい。小中学校との連携。</p> <p>20代)「これから社会で生きていくイメージ」作りと、ニーズに応じた各種サービス制度の知識獲得。自分なりに安心したり自信が持てる「人」と「場所」、「暮らし方」探し。</p> <p>30・40代)子ども支援機関が障害の家事援助サービス導入を勧め当方へ紹介されるが、複合的で困難な課題の唯一の解決方法として同サービスが挙がりやすく、過度の期待がかかりがち(子どもの支援者に求められる機能と、実際のサービス制度設計にギャップがあり、結果事業所と本人に大きな負担がかかる。サービスを受ける事業所も著しく不足)。</p> <p>50~60代半ば)新たに社会参加に向かうとき、保清やコミュニケーション課題が障壁になりやすい。その方なりの長年の生活様式が固定化されており、容易にそれを変えることが難しい。また、介護保険サービスへの移行準備も必要。</p> <p>65歳以上)精神障害の方が通う通所先には送迎サービスがほぼない。</p>

	<p>⑥ ⑥に挙げた障害等の方の通所先については常時不足しており、主に地域活動支援センターが隙間を埋めて下さっているが、キャパシティに限界があり、ニーズに合っていない事も多い。送迎の有無も影響している。</p> <p>⑦ 訪問医療に支えられていたが医療の介入が終了する場合や、障害名不明だが支援が必要と判断されたケースなど、関係していた他機関が心配してつないでくださる事が多いが、すぐに課題に取り掛かれる事は少なく、狭間を埋める資源が乏しい。</p> <p>⑧ 軽微な犯罪を繰り返す場合、福祉に対応を委ねられるが、障害に起因すると思われる軽犯罪であっても習慣化していると介入・改善は福祉だけの力では困難。</p> <p>⑨ 親または子・またはその両方に障害がみられる場合、子育て支援よりも障害福祉サービスに依存されることが多い印象があるが、子育てのニーズに対して障害福祉サービスではミスマッチが生じるうえ、ヘルパー等支援者の労力は増大している。また、子育て支援において、子の年齢による支援終了が分断を招いている。課題のある家庭の子どもの支援は思春期以降も必要。</p>		
<p>【取組】 (対策案)</p>	<p>① 適切な処方につなげる為の医療への情報共有や、退院後医療機関の所見を福祉の現場に反映できるよう綿密な共有と、家族の機能再生、少ない資源の中で本来機能の枠を超えた受け入れ施設の環境調整等々と、多岐にわたる取り組み。</p> <p>② 資源の開拓や未開拓資源の情報収集、ネットワークの中でアイデア的な資源の活用等駆使している。</p> <p>③ 児童養護施設内の障害が疑われる児童について、相談支援事業所と退園前からつながり、信頼関係の構築や福祉サービスや制度利用、就労の様々な形について情報提供ができるような取り組みを児童養護施設に提案。</p> <p>④ 身体障害者手帳取得まで、または重度となるまでは制度が乏しく、訪問医療や委託相談にて何とか生活を支えている状況。早期に補装具等含む自立支援を行うことができれば、重度化や二次障害を防げるのでは。</p> <p>⑤ 本人との地道な関係構築と家族の理解、医療機関との風通しのよい情報共有に努めている。フリーに出入りできる過ごしの場が必要。</p> <p>⑥ (個々の必要性に応じて)送迎付き機能訓練の充足等。</p> <p>⑦ ニーズに応じた関わり方を継続し徐々に障害受容され行動に移せるまで地道な訪問等。</p> <p>⑧ 医療・福祉・地域・司法等、あらゆる理解者との柔軟なかかわりが必要だが常に難航。</p> <p>⑨ 年齢や障害の有無・収入要件等により子育て支援制度の狭間であることを関係者間で共有した上で、誰がどのように狭間に歩み寄れるかを調整・検討・実施。そのケースだけの特別対応に終わらず制度や機関の本来機能へ反映されるよう働きかけている。</p>	<p>① 就労している本人や家族も、気軽に相談できる窓口の確保(夜間の時間帯や、土日祭日に開所している相談窓口)。早めに相談や状況を把握できることにより、対応方法のイメージと準備ができるのではないかとと思われる。</p> <p>② セルフプランと計画相談の違いを、行政の窓口でしっかりと説明していただく。計画相談の事業所がどこもいっばいで断られてしまい、仕方なくセルフプランでという状況であれば、委託相談の活用についても情報提供していただくことで、多少なりとも不安の軽減につながると思われる。</p> <p>③ 身体に障害のある方に対して、通所のための送迎、入浴、機能訓練、短期入所等の資源が鎌倉市内に不足しているため、介護保険の小規模多機能やリハビリデイといったサービスなど、包括的に利用できる体制作りを期待したい。そもそも障害福祉サービスだけで対応するには限界がある。市内の様々な活動団体の理解や協力を得られるような働きかけや、連携をサポートするような助成制度などの検討も有効だと思われる。</p> <p>④ 相談員がひとりで抱え込まず、鎌倉市全体の課題として、様々な知識や情報、対応方法等相談できる窓口があるとありがたい。そうすることで、相談員の質の向上にもつながると思われる。</p> <p>⑤ 今後、鎌倉市で進められる包括的相談体制についての具体的な明示と現在の委託相談についての市の方針の検討と決定。「委託」の内容の見直しと委託相談の役割、位置づけの明確化。</p>	<p>10代)進路の選択肢が多く病像の経過にじっくり付き合うことのできる、中学生期からの関わり。キーとなる機関と連携し、細くつながり続けること、関わる各機関が気にかけて続けること。</p> <p>20代)個々の意向を尊重しながら面談や情報提供等を行う。意思決定していく力の醸成支援(個別の関わりやサービスもしくは就労へのつなぎ、関係機関との連携をもって行う)。</p> <p>30・40代)精神障害のある方への家事援助に求められる特性を支援側が理解・配慮すること、子どものいる世帯への家事援助の在り方の検討、報酬課題の検討。家庭をサポートする際の連携や役割分担に関して、関係機関とのポジティブな協議、地域インフォーマルサポートの検討。</p> <p>50～60代半ば)年代に合った多様な居場所や社会参加の機会の模索。3年後、5年後の暮らしのイメージ作りと暮らしのリスクへの備え(いまだ支え手である同居の親御さんの状況も含めて)。</p> <p>65歳以上)精神障害の特性に合わせた支援が必要な場合、地域包括支援センター等と連携しサポート体制を構築する。</p>